

平成27年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成27年9月14日（月曜日）

○議事日程

平成27年9月14日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
6 番	山 田 耕 治 君	7 番	三 原 昭 治 君
8 番	河 杉 憲 二 君	9 番	山 根 祐 二 君
10 番	安 村 政 治 君	11 番	橋 本 龍 太 郎 君
12 番	吉 村 弘 之 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員（1名）

5 番 重 川 恭 年 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君	土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君
入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君	会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	消 防 長	三 宅 雅 裕 君
教 育 部 長	末 吉 正 幸 君	上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、重川議員であります。

また、執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、木村議員、21番、上田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、8番、河杉議員。

〔8番 河杉 憲二君 登壇〕

○8番（河杉 憲二君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。会派「絆」の河杉でございます。どうかよろしくお願いたします。

今回は、学校教育の中で小中一貫教育と、それからコミュニティ・スクールについてであります。よろしくお願いたします。

最初は、小中一貫教育の取り組みについてお伺いいたします。

文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会は、義務教育を中心とする学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要があると提言を行いました。それに伴い、平成18年に教育基本法の改正を行い、また翌平成19年には学校基本法が改正されました。これにより、各自治体は小中連携教育や小中一貫教育の研究や実施に取り組み始め、徐々に広がってまいりました。

文部科学省が行った調査によりますと、平成26年度では211の自治体、全体の12%に当たりますけれども、小中一貫教育に取り組み、件数で申し上げますと1,130件、うち小学校が2,284校、中学校が1,140校でございます。

また、小中連携教育では1,147の自治体が鋭意取り組んでおられます。

また、小中一貫教育を導入しての成果については、中1ギャップの緩和に、「大きな成果が認められる」が45%、それから、「認められる」が48%と、実に9割以上の成果があったと認めております。

また、「上級生が下級生の手本になろうとする意識が高まった」では、「大きな成果があった」が35%、「成果があった」が55%と、これも9割を超えております。

また、学力においても多くの自治体が向上したと評価をしております。

ここで、小中連携教育と小中一貫教育の定義を申し上げますと、小中連携教育は小・中学校がお互いに情報交換や交流を行い、小学校教育から中学校教育へのスムーズな接続を目指すものです。

また、小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像をお互いに共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指していきます。

防府市におきましても、平成20年度に教育委員会が富海小・中学校を小中連携教育研究校として指定、その後、調査研究指定校、また研究開発校として文部科学省の指定を受け、小中連携、小中一貫教育の研究に取り組んでまいりました。

そして、本年度より新たに教育課程特例校の指定校として、外国語活動や英語教育を軸とした小中一貫教育の取り組みが始められたところでございます。

昨年策定されました防府市教育振興基本計画の中にも、幼・小・中・高の校種間連携の強化、また小・中9年間を見通した小中一貫教育の推進がうたわれております。私は、小中一貫教育の取り組みをできるなら広めていただきたいと考えておりますが、しかしながら、本市には、学生、小学校の進学児童の分散など多くの課題があるのも十分承知しております。

そこで、質問いたしますが、まず、これまでさまざまな調査・研究をされていると思ひ

ますが、改めて小中一貫教育に対しまして、教育委員会として基本的にどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、富海小・中学校の一貫教育が4月よりスタートいたしました。これまでの調査・研究を含め、取り組みに当たっては地元富海の地域の方々の大きな協力があったと聞いております。現在の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、山口県内の小中連携教育・一貫教育の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

そして、今後の方針ですが、既に御存じのように本年6月17日に参議院本会議におきまして、小中一貫教育を制度化する改正学校教育法が可決・成立いたしました。これにより、義務教育学校を新たに創設することが可能になりました。施行は来年の4月からでございます。この義務教育学校は、地域の実情に応じて学年の区切りを従来の六・三制に限ることなく、四・三・二、もしくは五・四など、多様な区切りも可能となります。

これまで学習指導要領で定めた学年の範囲を超えて前倒しして授業をする場合には、特例申請が必要でございましたが、文部科学省ではこのたび省令を改正し、義務教育学校については申請を不要とする方針が示されました。このことにより、より弾力的なカリキュラムを組むことが可能になります。文部科学省とすれば、小中一貫をもっと推し進めようとするあらわれと思いますが、教育委員会として今後どのように取り組んでいく方針なのか、お伺いいたします。

続きまして、コミュニティ・スクールについて引き続きお伺いいたします。

コミュニティ・スクールは学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めていく制度です。

また、教育委員会から指定を受けた小・中学校に学校運営協議会が設置され、学校運営について協議をしております。学校運営協議会の主な役割は、学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べられるなどがあります。

平成16年に地方教育行政法が改正となり、制度化されました。その後、全国にコミュニティ・スクールの設置が徐々に広がってまいりました。平成17年では6団体、指定校は17校でしたが、10年後の平成27年、ことしの4月ですけれども、現在では実に235自治体、指定校数は2,389校となっております。その中でも、山口県は18団体、407校のコミュニティ・スクールが設置されておまして、全国断トツの1位であります。

県もかなり力を入れておりました。山口県教育振興基本計画の改訂版を見ますと、「コミュニティ・スクールが核となって各中学校区で地域ネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで小中9年間の子どもたちの学びや育ちを見守り支援するやまぐち型地域連携教育を推進します」とあります。目標とする推進指標、コミュニティ・スクール設置率は100%だそうです。防府市におきましては、平成24年度よりコミュニティ・スクールが導入され、早くも4年目に入りました。

そこで、それぞれの学校の特色のある取り組みをされていると思いますが、学校により若干の温度差もあるように思えます。コミュニティ・スクール制度導入後、一定の成果もあったと思いますが、また課題も見えてきたのではないかと思います。

そこで、質問でございますが、教育委員会として、現状と課題をどのように評価されているのかお伺いいたします。

次に、本年度より学校運営協議会の活動をより充実すべく防府市独自の方法で取り組む防府モデルを構築される目的で、防府市コミュニティ・スクール推進協議会が設置されました。これは3年計画で、初年度は牟礼、国府、佐波の3つの中学校区をモデル指定いたしました。協議推進項目として、学校支援ボランティアの募集や地域コミュニティの場づくりなど、7つの推進を進めていくとされています。

そこで質問ですが、この防府モデルの内容と、今後どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 初めに、小中一貫教育についての御質問にお答えいたします。

まず、小中一貫教育の基本的な考え方についてでございますが、防府市教育委員会では、ただいま議員にお示しいただきました文部科学省の考え方にに基づき、地域の実情に応じた小中連携教育・一貫教育の研究を推進しているところでございますが、小・中学校の教員が9年間の系統的・継続的な生徒指導や学習指導を行うことで、児童・生徒の精神的な安定や学びの連続性が生まれ、着実な自己形成や学力のさらなる向上につながると考えています。

このような考え方に照らし、議員御案内のとおり、本年度4月から富海小学校・中学校におきまして、それまでの連携教育をさらに発展させ、英語教育を充実させた小中一貫教育をスタートさせました。

また、これにあわせて両校を小規模特認校に指定し、市内在住の小学校3学年から中学校2学年までの児童・生徒について、校区外からの就学を認める制度を定めたところでござ

ございます。

それでは、富海小学校・中学校での小中一貫教育の現状と課題について御説明いたします。

富海小学校・中学校では、小学校からの教科担任制の導入や、小学生の中学校の部活動への参加などで中学校との接続が円滑になり、中学校1年生は新しい環境にもすぐになじんで落ち着いた学校生活を送っています。

また、地域の方との交流学習や、小学生と中学生が協働して行う活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成、幅広い人間関係の構築ができつつあります。中学生を手本に行動している小学生の姿や、優しい表情で小学生と接している中学生の姿が多く見られるようになったと、うれしい報告を受けております。

教員からは、小中乗り入れ授業、これは小学校の教員が中学校で、中学校の教員が小学校でそれぞれ授業を行うそうした取り組みですが、これをはじめさまざまな取り組みを協働して行うことで、子どもの発達特性や小中の指導内容の理解につながり、義務教育9年間で子どもを育てているという意識が高まってきているという報告を受けております。

課題といたしましては、小学校での教科担任制の推進や施設・設備のさらなる充実、校区外通学者への支援が挙げられます。これらの課題につきましては、防府市教育委員会といたしましても、学校はもちろん、他部局とも連携しながら具体的な方策について引き続き検討してまいります。

続いて、山口県内の小中連携教育・一貫教育への取り組み状況についてでございますが、校長が小学校・中学校を兼務して、小中連携教育・一貫教育に取り組んでる学校は、富海小学校・中学校のほかには、一部の極小規模校を除き、山陽小野田市立厚陽小学校・中学校がございます。厚陽小学校・中学校では、施設一体型の利点を生かした小中連携教育の研究に取り組んでいます。児童・生徒の成長段階に応じた指導体制を構築するとともに、交流活動やランチミーティングなど、地域との連携強化にも力を入れているようでございます。このほかにも、県内各地域でさまざまな小・中の連携が行われています。

最後に、小中連携教育・一貫教育に関する防府市教育委員会の今後の方針についてでございますが、富海小学校・中学校での研究成果や、コミュニティ・スクールの機能、公民館を核にした地域連携の仕組みを生かしながら、地域創生の視点も踏まえ、地域ぐるみでの小中連携教育・一貫教育を推進してまいります。

なお、このたび学校教育法の一部改正により、平成28年4月から義務教育学校を設置することが可能となりましたが、こちらにつきましては、国や県の動向を注視しながらよりよい方向性を検討してまいります。

続きまして、2番目のコミュニティ・スクールについてお答えいたします。

本市では、地域の教育力を学校教育に生かし、地域ぐるみで子どもたちを育てることを目的といたしまして、平成24年度に市内全ての学校をコミュニティ・スクールに指定いたしました。

まず、現状と課題でございますが、各学校ではおおむね月1回程度の学校運営協議会が開催されております。学校運営協議会では、校長の学校運営に対する方針を承認するとともに、「育てたい子どもの像」、「学力向上」等のテーマで、いわゆる「熟議」という手法で話し合いが重ねられ、学校運営への積極的な参画がなされています。

指定以来4年目を迎え、それぞれの地域の特色を生かした取り組みが各学校で実施されてきております。全国学力学習状況調査の質問紙からは、子どもたちの変化の様子も読み取れます。自己肯定感や規範意識が高まり、地域や他の人のために貢献したいと考える割合も高くなってまいりました。これは、地域の方とふれあう機会が増えたことが大きな要因であると考えられます。

教職員対象に実施したアンケートでは、多くの地域の方が学校支援に入ってくださることに感謝を感じるとともに、地域の中での9年間の子どもの学びや育ちを意識した教育活動が展開されるようになったという声を聞いております。

また、保護者にとっても多くの地域の方に見守られて子どもたちが育っているという安心感が感じられるという声も上がっております。

課題といたしましては、地域の皆様への情報発信が十分でなかったために、認知度が低かったり、学校によっては学校支援ボランティアの協力が得られにくかったりするという、そうした課題も見えてまいりました。また、一斉に導入したにもかかわらず、学校間の取り組みの差も生じております。

今後は、学校、家庭、地域の連携を強化し、コミュニティ・スクールのさらなる充実を図るために、地域ぐるみで子どもたちの育ちを見守る取り組みを支援するとともに、広く市民の皆様にも各学校の様子を積極的に紹介してまいります。

次に、新たなモデルケースについてお答えいたします。

現在、本市では牟礼中学校、国府中学校、佐波中学校を中心とする3地域をモデル指定し、各学校の学校運営協議会を充実させるとともに、小・中学校と関係公民館とが連携し、地域の子どもの9カ年の学びと育ちを支える仕組みが整いつつあります。モデル指定した3中学校区には、1つの小学校から複数の中学校へ進学する地域もございます。校区が複雑に入り組み中学校への就学が分散している地域において、複数の小・中学校が連携するためには、コーディネーター役が必要でございます。その役割は、地域の方々の交流

の拠点である各公民館の社会教育指導員が担っております。

このような校区の実情を踏まえ、公民館を核とした地域連携の仕組みづくりが「新たなモデル」指定の目的でございます。また、こうした取り組みを加速させるために、山口県教育委員会が県内のコミュニティ・スクール、そうした事業の水準を向上させるために、山口県は13の市にコミュニティ・スクールコンダクター、いわゆるコミュニティ・スクールを指導する専門員ですが、このコンダクターをつけまして、それぞれの学校、コミュニティ・スクールの取り組みに指導助言をコンダクターから受けております。

今年度のモデル指定地域の研究成果を受け、来年度は桑山中学校区、華陽中学校区、華西中学校区の3地域において、小学校、中学校及び公民館の連携を推進いたします。さらに、平成29年度は、既に小・中学校の連携が十分になされている富海地域、小野地域、右田地域、大道地域の4地域を新たに加える防府市内全域での学校運営協議会を核とした地域連携の仕組みをさらに充実させる予定でございます。

また、各学校の学校運営協議会の質の充実を目指すため、モデル指定地域の小・中学校長及び公民館の社会教育指導員からなる「防府市コミュニティ・スクール推進協議会」を本年4月に設立いたしました。今後も、防府市内各小・中学校のコミュニティ・スクールのさらなる充実のために御協力くださいますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

今、教育長の答弁の中では、推進していきたいけれども若干の課題もあるということだろうと思っております。そこで、まず全国の様子を少し申し上げますと、現在、先ほど申しましたとおり211の自治体で1,300件、この中で、実は9年間を一つのまとまりと捉えた教育目標並びに教科別のカリキュラムの編成を行っているのは全体の25%、4分の1しかないんです。と同時に、また独自の教科、それから領域を行っているのが30%、またそれに対する評価なんです、9年間を見通した評価基準もしくは評価方法を共有しているのはわずか10%と、こういうことでございます。一貫教育というよりも、連携教育に近い例、これから走り出したという形が多いのかなと、このように実は思っております。

市町村別にちょっと文科省の調査を見ますと、人口10万から20万の自治体で一貫教育を設置してるのは17%、それから5万から10万が19%と、20万から30万、特例市でございますけれども、これが10%弱ということでございます。今、全自治体1,

747の自治体の調査でございます。ちなみにその中で、設置している自治体の中で、全域が小中一貫教育と指定しているのが、取り組んでおるのが49%、それから2割から3割が20%ぐらいです。1割以下が27%と、ですので、防府市の場合もこの1割以下の27%の中に入ろうかなと、このように実は思います。

それから、富海小・中学校においては、先日行われました「教育の集い」で、現在行っている取り組みの実例を交えた形で発表がございました。地域の方々の御協力を得ながら学校とともに取り組んでおられることがよくわかりました。皆様方の熱心な取り組みには本当に敬意を表したいと、このように思います。

そこで、ちょっと質問をさせていただきますけれども、本年度入学者数というのが小学校4年生が1人と、それから中学校1年生が6人ということで、7名ということで、英語教育を取り入れた一貫教育と宣伝をした割には少し少なかったのかなと、実はこのように思っております。この要因についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 本答弁でも申し上げましたが、特認校として、小学校3学年から中学校2学年まで、市内から子どもが任意に入学できる、編入できるという、そういう制度をとっております。

しかしながら、今、議員申されました小4、1名、中1、6名で、少ないんじゃないかということですが、その要因といたしまして、一つはまだ周知不足もあるかと思いますが、やはり学年の途中で編入するという、そのやっぱり抵抗というのはあったんじゃないか。だから、中1、いわゆる今までの小学校、中学校、そういった区切りの中で、区切りのいいところということで、6年を卒業して中1になったときということ、6名。中学1年生は富海に11名いまして、20名程度ということですので、ですから、計算すると9人程度を多くてもということは、ちょうど6名程度ということは適切ではなかったかなと。

今後、周知されるには、そうした周知されることによって、また富海のそうした取り組みが子どもたちの学びに本当に効果があるということが保護者の方にも理解していただければ、今後、学年途中、小学校の途中からでも小学校、中学校の区切りではなくて、そういう各学年での編入、そうしたものもあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） 実際、少しPTAといいますか子ども会のお母さん方にも聞いたんですけれども、今おっしゃるとおり、ちょっと不安、新たな教育制度に対する不安と

というのがちょっとあったということ。それから、通学に対しての相当な不安というのが実はあったということを聞いております。現在、今7名の子どもたちの地域外からの通学方法はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、私どもがつかんでいるのは、汽車通が5人、バスが1人、保護者の方が学校まで連れてこられている者が1名、そういうふうに理解しております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） その保護者の意見の中にも、やはり今のような通学の問題がちょっとありまして、それで、1回、2回なら、用事ならいいけれども、これ毎日になると、例えば防府駅まで朝夕迎えに行かにはいけないとか、今1人ほど学校まで送り迎えというのも実はあったようでございますけれども、その辺を増やすためには、保護者からの意見の中には、スクールバスがあれば考えるんじやがというふうなことを言っておられたんですけれども、導入に関してはちょっとどのようにお考えですか。検討されたことはあるかどうかも含めてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） スクールバスを運行したらどうかという御質問でございますが、現在、小野小学校区でスクールバスは運行しております。スクールバスの運行に当たっては、基本的には通学区域内における遠距離通学の児童・生徒の通学支援という位置づけをいたしております。今回の富海小・中学校の区域外就学につきましては、現在、公共交通機関を利用されている方につきましては2分の1補助をするという要綱をつくって、これを御利用いただいているところでございます。

したがいまして、今の富海の形態でございますと、児童・生徒の居住地が市内全域にいろいろ散らばっておりますので、現時点では小中一貫教育の通学に係るスクールバスの運行というのはちょっと考えておりません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） わかりました。実際、富海という土地柄も考えれば、どうしても市内から通学すれば当然そういったバス等も考えないと難しいのかなと。

また、富海の中学校では、先ほど御答弁の中で小学生と一緒にクラブ活動等もやっておられるということもありましたけれども、やはりどうしても部活で単独でクラブ活動がなかなか難しい状況であるということも聞いております。

中では、学校に赴いて合同で練習させてもらっているという話も聞いておりますので、

もし可能ならばそのスクールバスを利用して、そういった子どもたちの送迎じゃないですけども、華西中学校まで行っているという話をちょっと聞かせてもらったんで、少しかわいそうだなと思っております。

今後、富海小学校については、実は同時に学校を存続させることによって、地域振興の一翼を担うという目的もあろうかと思っておりますので、ですから、もし募集をかけるのであれば、できれば小学生、例えば3年生、できれば1年生からとは思いますが、やはり入学に力を注いでいただければ、小中一貫教育ですので、中学校卒業まではやっぱり子どもたちは在籍するかなど、このように思っておりますし、単独クラブとしての中学校の活動もできるのかなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、推進体制についてちょっとお伺ひいたしますけれども、今後、総合的に検討されていくのであるならば、先ほど答弁にもございましたけれども、他の部局等々もかかわってくることも多いかと思っております。課題といたしましては、学生の問題とか、それから教員の免許の問題、それから人事の問題、それから教育過程の編成等々、一番大事なものは保護者と地域の御理解だろうと思っておりますけれども、そういった総合的な検討をされるのであるならば、やはり学校教育課ということではなくて推進室と申しますか、新たな課で取り組まれる必要があろうかと思っておりますけれども、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 一貫教育についてのいわゆる推進室という御質問でございますか。そのことも含めて、地域、今富海の小学校・中学校の一貫教育につきましては、私ども富海地区の活性化というそうしたことも含めていろんなことにも協力できるんじゃないかということで、学校教育での一貫教育を進めておりますが、しかしながら、地域にとっても学校というのは活性化に、いわゆるエンジンとなる部分というそうしたことも期待されておりますので、ただ連携して行うということはやっていきたいとは思っておりますが、推進室までちょっと今つくって取り組むということは考えにはございません。

ただ、本市はコミュニティ・スクール、市内全小・中学校を指定して取り組んでおりますし、子どもたちの教育は地域の方々とともにという、そうした基本的な考えを持っておりますので、そうした考えはやっぱり持ちながら、いろんな関係機関と連携しながら、協議しながら子どもたちの育ちを見つめてまいりたい、そういうふうな思いは変わりませんので、ぜひ御理解のほどお願ひしたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） 他市では、例えばこれから導入するということになりますと、それぞれの先ほどスクールバスもそうなんですけれども、各関係部局にまたがること

往々にしてであると。それで、課もしくは室を設けて、本当にこれがどういうふうなあり方、考え方を持って取り組んで、そのためにはどういった影響があるのかということを実に鋭意調査して、先ほど数字を申し上げましたが、設置の中の約半分が全市に取り組んでおられるということで、基本的にそういった形で取り組まないとなかなか難しいという僕は判断だろうと、このように思っております。

それで、今後の方針ですけれども、今回の法改正によりまして、設置者の判断で独自に取り組んでいくことが可能となっております。導入している自治体を見ますと、中学校区を軸とした施設一体型、もしくは分離型の併用をしているところは多いようでございます。それと同時に、学校と地域が一つの学園という、コミュニティ・スクールを活用した取り組みをされております。先進事例と申しますと、やはり呉市さん、かなりの成果を上げておりますし、それから三鷹市さんは、いわゆるコミュニティ・スクールと一体となった学園というふうな位置づけで取り組んでおられ、それなりの成果をされておられるということをお伺いしました。

私は、小中連携・一貫教育の目的は、やはり中1ギャップの解消と9年間の義務教育期間を見通した教育過程の編成が、大きくこの2点だと思っております。

例えば、子どもが中学校に上がる際、新しい環境での学習や生活ができるかどうか不安になったりいたしますけれども、そこに小学校で習った先生が、また顔見知りの先生がおられるとどれほど心強いのか、こういったことが中1ギャップの解消につながるいいきっかけになるのではないかと実は思っております。

また、義務教育の9年間を一つの教育課程等が編成できるのであるならば、私はできれば先の高校まで巻き込んだ小中一貫教育ができればより効果は大きいと思っております。県も中高一貫教育には取り組んでおりますし、幼・小・中・高校種間連携にも力を注いでおります。ハードルは高いかもしれませんが、決して夢物語でもないと思っております。今後はコミュニティ・スクールを基盤とした小中連携教育もしくは一貫教育が主流になってくるかと思えます。どうかよろしく御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、コミュニティ・スクールについて、もう時間も少なくなりましたのでお伺いいたしますが、現在、市内全域ということで、25設置してあります。先ほど開催状況でございますけれども、教育長の答弁がございましたが、10回以上運営協議会を開催したのが10校、それから5回から9回が12校、4回未満が3校ということで、ばらつきがあるなど、実はこのように思っております。

また、委員の数でございますけれども、地域から選出された委員さんは全体で289名と、プラス教員の方々が79名、これは26年度、昨年資料でございますけれども、足

せば368名という方が運営協議会の委員と、このようになっております。

出席率は81%と、高い数字かなと思っておりますけれども、平成24年度は79%で、おととしの25年度は76%、今回26年度は若干上がっておりますけれども、この回数については、改めてどのようにお考えなのかお伺いたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、学校運営協議会の開催状況、議員、詳しく述べられました。平均して大体各学校平均すると9回程度、出席率が80%。私もここで協議していただく内容、やはり、校長の学校運営の承認から始まりまして、もろもろのことについて熟議という話し合いの手法として、熟議という手法でもって御検討いただくということですが、やはり大体月1回程度が適当、話し合いの内容もその程度あるのではないかというふうに理解しております。

昼夜いろんなこと、時間に行われておりますが、そのことにつきましては各学校の実情があるかと思っておりますので、学校にお任せしている、そうした状況でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） それぞれ地域の事情もあろうかと思えます。大体3回しか開いてないという地域もございますけれども、それは恐らくある程度、地域でそういったコミュニティがある程度、確立されておるといような地域だろうとも思えますし、富海の方の認識が少し薄い方もいらっしゃるのかなと、このように実は思っております。

私も実は松崎小学校の学校運営協議会のメンバーでございまして、実はあるとき会議の中で大きな議論になったことがありまして、それは学校経営と基本構想の協議をしたときでございました。義務教育を一つの枠組みと考えたときに、子どもたちを教育していくのであるならば、中学校も同じ方向を向いてないと意味がないよねと、こういった議論となりまして、松崎は佐波中と国府中の2つに分かれますけれども、両校がどのような学校運営をされているのか全く知りませんし、それから学校運営協議会が今どのような協議をされているのかもわかりません。これってどうなんだろうという意見がある委員から出ました。私も聞いていてなるほどなど、実は思ったんですけれども、各学校の取り組みをするための情報交換の場というのは私は必要ではないかと思っておりますけれども、これについてはいかがでございましょう。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 小学校と中学校の学校運営協議会のいわゆる情報交換が十分でないという御意見かと思えます。そうしたところで、実は昨年度もこの学校運営協議会

の委員の研修会を市のほうで行ってありまして、昨年は2回でしたか、その折に、今、議員申されましたそれぞれの中学校区、ことし新たにモデルケースとして取り組んでおる、例えば牟礼校区、あるいは牟礼中校区、さらには国府中、あるいは佐波中、そうしたものを一つのブロックといたしまして、そこの学校運営協議会の代表で出てきておられる方が集まりまして協議するという場を設けておりましたが、しかしながら、それがそれぞれの子どもたちのいわゆる育ちを統一的に、9年間の育ちを見通したという、そういう視点で行われていたかどうかということになりますとちょっと不安が残ります。

そういうところで、先ほど本答弁で申しましたが、ことしはモデルケースの3校区のこの連絡協議会を設けまして、そこできちっと情報交換をしながら、それぞれが同じ方向を向いて子どもたちの育ちを見守るという、そうした取り組みをして、それぞれが子どもたちのそうした先ほど議員申されました中1ギャップ、さらには9年間の連続した育ち、そういったことに自信を持って取り組めるよう各委員の皆様にも認識していただくという、そういう取り組みをしてまいりたいと思っております。

また、研修会等もあわせて行う中で、そうした小・中の連携の大切さを強調してまいりたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） ぜひそういった形で情報交換の場、例えば会長会議でもよろしいですし合同会議、7つの推進の中に一つうたってありますけれども、そういったこともぜひ取り組んでいただければなど、このように思っております。

そこで、ちょっと教えていただきたいんですけども、コミュニティ・スクール設置以降、例えば新たに地域等の連携で、これはいい取り組みだよということがあれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 済みません、好事例があれば紹介をということですが、最近の例で申しますと、この8月29、30日に新田小学校を会場に、新田小学校と華陽中学校の連携による「防府市地域ぐるみの防災キャンプ」が行われました。これは文部科学省の委託事業で、大規模災害の発生に備えて学校、保護者、地域、関係機関が連携し、防災管理面についての意識や能力を一層強化するとともに、児童・生徒が主体的に防災・減災に取り組む姿勢を育む目的で、県内3地域でこういう取り組みがことしは行われる、その一つが新田小学校で行われたということです。

もう少し具体的に申しますと、当日は児童・生徒が51名、保護者や学校運営協議会、

そうした中には見守り隊、おやじの会、あるいは食生活改善推進委員、そうしたボランティアの方、あるいは行政、総勢130名の参加による訓練で、いわゆる防災訓練や避難所生活を想定した宿泊体験、さらには炊き出し、さらには救急救命訓練等、そうした総合的な体験学習が行われております。

この様子は、10月18日と11月15日にKRYの「はつらつ山口っ子」、さらには、11月には山口ケーブルテレビジョンの防府ホットライン、そこでも放映される予定でございます。

また、こうした防災訓練は、この新田地区だけでなく小野小学校・中学校と富海小学校・中学校でも毎年実施されてきております。中身についてはよろしゅうございますか。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） るる今回新田小学校と華陽中の取り組みということで、大変私も少し聞いておりましたして評価されてるなど、このように実は思っておりました。

私どもの例を一つ、松崎を申し上げますと、松崎ではそれとはちょっと違うんですけども、教職員の方と、それから委員の皆さんが一堂に会しまして、4つのグループに分かれてワークショップというような形で熟議を先日行いました。

子どもたちの学力向上や体力向上など、テーマに沿った形で意見を出し合いました。これは昨年からはじめたんですけども、日ごろ余り接することのない先生方と意見を交換することによって大変いい交流ができたなど。また、お互いを知る上で大変よかったなど実は思っております、時間がまだまだ足りないくらいでございましたので、これもある意味、委員の意識向上につながるのかなど、このように実は思っております。

市内の中では、まだまだ委員の中には評議委員会、これまでの学校評議委員会とか評価委員会など同じように思われる方も実はいらっしゃるかと思っております。運営協議会に出席してもほとんど意見を言わずにそのまま終わってしまう方もおられるとも聞いておりますので、ぜひともいろんな形で委員の意識を向上させるような形、それから、そのためにやっぱり学校に足を運んでいただくようなシステムを、仕組みをつくるということも大事だろうと、このように思っております。

それから、学校支援ボランティアの件ですけども、至誠塾というような形で進められていかれるということですけども、その中で、やはり地域コーディネーターの役割が大変大きいと思っております。地域コーディネーターは、一口で言えば学校と地域が連携する際のパイプ役と、こういう形を担っておりますけれども、例えば学校支援では、学校ニーズに当たって地域の方々を紹介したり、それから学校と地域が行事や授業を行う際の

役割分担と、それから活動計画等を立てたりするというところでございます。

防府モデルといたしましては、先ほど答弁ございました公民館を軸とした社会教育指導員が担うということでございますけれども、この地域コーディネーターというのは非常に重要性が高いと、このように実は思っておりますが、各学校運営協議会ごとに設置することが必要だと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 地域コーディネーターは各学校でという、今、御意見だったかと思います。私どもはまずこのコミュニティ・スクールが、いわゆる学校運営協議会の委員様による学校運営と、いわゆる学校支援、そして結果的にそうした取り組みが地域が活性化する、あるいは地域の皆様の役に立つという、そうしたいわゆる地域貢献、そうした機能があると考えております。

そうしたところでの学校支援のそうしたボランティアを世話する、あるいは計画的、あるいは学校のそうした必要性を感じながら、そこに本当にいきめのいくボランティアの活用という、そうしたことは確かにコーディネーター、必要と考えておりますが、今、早急にと申しましても予算的なものがございまして、私どもはほかの市にない、いわゆる公民館に指導員がいる、社会教育指導員がいるという、これは他市にない、さらに、そこに携わっている多くの者が教育関係者のOBでございますので、学校の実情もわかるし、また、いろんな公民館のそうした家庭教育学級等々、もろもろのそうしたお世話をさせてもらって、いわゆる学校の力となる地域教育力をお持ちの方々を御存じですので、そうした方に、当面は今学校のボランティアのお世話をということで、それぞれの公民館の社会教育指導員をコーディネーターに充てております。

ただ、将来的にこういう制度が整い、コミュニティ・スクールという制度が充実してきた先には、やはり各学校のそれぞれの世話ができる、そして学校間の連携等も図れるような、そうした地域の実情がよくわかっておられる地域の方が予算とともに充てることのできたらというふうなことは今検討はしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） なかなか予算絡みで大変、現状においては社会教育指導員を活用して、そうした制度を活用していくのが一番ベストだろうと、こういう形での取り組みであろうと思いますけれども、お隣の周南市の住吉中学校区の取り組みを少し御紹介させていただきますと、住吉中学校、それから今宿小学校、徳山小学校ですね。市内の大体中心市街地にあるわけですがけれども、それぞれ地域コーディネーターを配置しておりまして、

住吉中学校では「すみよし応援隊」、それから今宿小学校では「いまじゅく応援隊」、そして徳山小学校ではそれぞれ、企業と協同した緑化運動を、こういった形を進めておられるようです。

特に、私はこれはいいなと思ったのは、それぞれの地域コーディネーターさんと、それから学校運営協議会の会長さん、それから小学校長さん、その三者が常に会合をする住吉地域教育ネット会議というのを実は開催しておりまして、つまりどういうことかと申しますと、かかわっておるその3校がいわゆる9年間の子どもたちの活動内容を、子どもたちの教育の取り組みを同じ方向に向こうと、同時に地域の方々にも同じような形で取り組んでいただこうと、つまり、例えば徳山小学校でこういった課題があったときに、じゃあこういった形で住吉も同じように考えましょうということができるということなんです。そのためのいわゆるコーディネートをそれぞれ各運営協議会のほうでやっておられるということございまして、同時に、この運営協議会の運営についても実は民間の方のほう結構多いんです。

ですから、その活動拠点の場所が、例えば小学校の空き教室とか、それから、別の例えば会館の中とか、それぞれボランティア、もしくは報酬を出してるかどうかわかりませんが、そういった民間の方が活動してるというケースも往々にしてありますので、将来的にはその辺も含めた考え方をしていただければと、このように思っております。

それで一つ、今後なんです、例えば現在、社会教育指導員の方が主にコーディネーターとして取り組まれるところですが、同時に公民館の仕事もあるわけですね。その中で、1人が2校も3校もかかわることになりますと、なかなかその方の勤務形態じゃないですけど、やはりある程度身分も保障してあげなければならないのではないのかなと、同時にそうした活動経費、例えばチラシとかポスター等々もつくっておられる方もおられます。そういったことについては、今後どのように今お考えなのかお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

現在、各学校の運営協議会に、わずかですが会議費及び通信運搬費といたしまして、各校に約2万円相当の予算をそれぞれ割り振っておりますが、今おっしゃったように、これからいろいろな研究費とか、先ほどの答弁でもありましたけど、もう既に4年目を迎えて充実期に入りましたので、このあたりの予算を充実化するように検討してまいりたいと思います。

社会教育指導員と先ほどのコーディネーターの関係でございますが、今年度から県のほ

うからスクール・コミュニティのコンダクターを配置していただいておりますので、今度そういうコミュニティとのつなぎ、あるいはコーディネーターという形で各地域にそういうサポートが入れないかということ、国、県に今からいろいろ補助要望しながら予算を組み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） わかりました。今後も含めて、やはりその教育制度が変わってきてるわけですので、できたらそういった予算をとりながらも、かけながらも取り組んでいく必要があると、このように思っております。

そこで、これまで小・中学校のコミュニティ・スクールについて、あり方について述べてまいりましたけれども、先ほど小中一貫教育のところ、高校まで視野に入れるとより効果が期待できるのではないだろうか、このように申し上げましたが、まさにこのコミュニティ・スクールも高校にできれば、ほんとの意味での小・中・高の連携がとれまして、より充実した教育環境が整うのではないかと思います、このコミュニティ・スクールの高校設置については、所管が違いますけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） お答えいたします。

コミュニティ・スクール、本市では小・中全校に必置しておりますが、高校におきましても今県はこのコミュニティ・スクール、小規模の高校ないしは特別総合支援学校、そうしたところというふうに考えていますが、私ども知事要望のほうに、この防府市内におきましても高校のコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会を設置してほしい、そういうことを要望してまいりたい、そういうふうに考えております。

また、既に高校の校長先生には、口頭で、ぜひそうした取り組みを防府でも行っていただきたいという、そういう要望は申しているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） 時間がなくなってまいりましたけれども、高校までコミュニティ・スクールができれば、ある意味地域とほんとに一体となった形の小・中・高、もしくは幼も含めた形の一体的な取り組みができるのかなと、このように思っております。

私は、これからの学校教育はコミュニティ・スクールがますます重要な役割を担ってくると思っております。国のほうは近年、教育基本法や学校教育法の改正が軒並み進んでき

ております。それは、時代に即した形の柔軟な教育制度の変容ということだろうと思いますが、特に、学校教育においては各自治体が自主的な独自の判断で取り組みが可能な制度に緩和されてきております。特に、今回取り上げました小中一貫教育やそのコミュニティ・スクールについては、今後、防府市がどのように取り組んでいくか、その判断が求められると思います。

いずれにいたしましても、学校と保護者と地域がお互い信頼し合い、協働することによりそれぞれの立場で子どもたちの成長を支えていく、そのような学校づくりを今後ぜひとも進めていただきたい、これは市の施策でもあるかと思えます。

最後に、市長、これまでの話を聞かれて、これは教育の施策の中の一つでございますけれども、御意見があればお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 教育長、杉山先生が随分いろいろお話をされておられます。何も足すことも引くこともございませんが、コミュニティ・スクールが全国ではまだまだ十分浸透していったらいい中であって、山口県においては特異的にこれが進められていっているということに、私は誇りに思っているところでございます。

これからも、地域の子どもは地域で育てる、みんなで育てていくという基本的な理念がコミュニティ・スクールの中には流れているものでございますので、これを推進してまいってお手伝いをさせていただきたい、このように感じております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、8番、河杉議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、24番、高砂議員。

〔24番 高砂 朋子君 登壇〕

○24番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

第1項目め、「人が生きる」「地域が活きる」拠点づくりについて質問をいたします。

平成26年11月に施行された、まち・ひと・しごと創生法に基づき、全国的に地方創生の取り組みが本格化しております。将来を見据え、各地方自治体における人材や地域資源を生かした取り組みがなされていきます。

本市におきましても、総合戦略の策定に向けて、鋭意準備を進めておられます。掲げておられる諸計画が「地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる」、この言葉を実効性のあるものにしていかれることに期待を寄せるとともに、私どもも今後、より市民の現場の声をお聞きし、具体的な提案等ができたらと思っ

ているところでございます。

今回は、「人が生きる」「地域が生きる」拠点づくりということで、2点質問をいたします。

1点目、老人憩の家の更新問題を質問をさせていただきます。

老人憩の家は、60歳以上の市民に対し、教養の向上、レクリエーション及び社会活動等のための施設を提供するとともに、生きがいを高め、健康で明るい生活に資することを目的に設置されました。

市内13地区、15カ所に設置されている老人憩の家の建設年度は、昭和55年から平成5年にかけてのものであり、老朽化対策、バリアフリー対策等の検討とともに、他施設との複合化や連携による効率的な運営が求められる時期に入ったのではないのでしょうか。指定管理者による管理運営ですが、高齢化による課題もあるように聞いております。

全国的には、さまざまな自治体で、老人憩の家の検討がなされております。設置数を調べてみますと、平成16年は4,253カ所だったものが、平成21年は2,585カ所と、5年間で1,668カ所の減ということで、大幅に減少をしております。その後の調査はないということでした。

現状における課題、今後の更新問題を本市においてどのように考えておられるか、御所見を伺います。

2点目、平成26年3月議会において、社会教育の場、公民館を見直し、地域活性化のための拠点づくりの必要性から多機能化を図り、名称も変更し、幅広く活用できるようにしたらどうかと質問、要望いたしました。「将来的には多機能化が必要と認識している。そのための環境整備について研究してまいりたい」と答弁されています。その後、どのように研究されたのか、お伺いしたいと思います。

また、さらに加速化する少子高齢社会、人口減少時代の到来を見据え、地方創生の取り組みが本格化していく中で、活気ある温かな地域づくりを推進していくことが大きな柱になります。さまざまな世代の人たちの地域づくりの拠点となり、学習や体験の拠点となり、交流の場、憩いの場となるような拠点が必要になってきます。

ここ数年、田舎で子どもを育てたいと希望する若い世代が増えている状況や、シルバー世代、プラチナ世代になってからのUターン、Iターン希望者の増加等、田園回帰の動き

があるように聞いております。今後の取り組みにこの動きを逃してはならないという話を、今夏、参加いたしました議員研修会等で聞いてまいりました。地域おこし隊の活躍も今後期待されております。

都会への人口集中、機能集中の緩和が大きな政策として上げられておりますが、受け皿づくりのためということだけでなく、そこに生き、そこで暮らしていらっしゃる人たちの安心、幸福のために、地域にしっかりスポットを当てていただきたいと思うところでございます。

さまざまな新たな交流が地域地域に発生していく時代を捉え、人が生き、地域が生きる複合的な拠点の整備は重要課題ではないかと思っております。改めて御所見を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

老人憩の家は、老人の方々に対して、教養の向上、レクリエーション及び社会活動などのための場を提供し、皆様の生きがいを高め、健康で明るい生活に資することを目的としているものでございまして、本市では15カ所設置しております。

平成26年度の利用状況を申し上げますと、老人憩の家の近くに自治会館や公民館がない地区につきましては、老人憩の家を地区の集会場所として利用されているところもございまして、大道老人憩の家のように、年間の延べ利用者数が6,000人を超えるというところもございまして、平均すると約2,000人の方が利用されております。

施設の建設年度は、おっしゃったように、最も古いもので昭和55年度、最も新しいもので平成5年度でございます。どこも建物や設備の老朽化が進みつつあります。設備の更新や修繕を順次行っている状況でございます。

老人憩の家の利用促進につきましては、団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向けて地域包括ケアシステムの構築が必要となる状況でございまして、今後は、さまざまな職種の人が連携して高齢者の課題の解決を図るための「地域ケア会議」の会場として、また新たに開始する予定の住民主体の介護予防事業を実施する場としての活用を地域の方々と協議しながら検討したいと考えております。

その上で、それぞれの地域のニーズや事情などを考慮して、老人憩の家の統廃合、公民館等との複合化や連携等により効果的・効率的な運営を図ることが重要であると考えておりますので、検討し、その結果、将来にわたり維持していく施設については、計画的に大規模修繕やバリアフリー化なども進めてまいりたいと存じます。

次に、地域づくりの拠点についてのお尋ねでしたが、平成26年3月議会でお答えをいたしました、地域づくりの拠点としての環境整備に関する研究につきましては、昨年8月、市民活動推進課の職員が山口市の仁保地域交流センターを訪問し、センター職員や自治会の方から直接をお話をお聞きするなど、地域交流センターの運営状況などを調査いたしましたところでございます。

また、本年2月には、建て替えの参考とするため、建物の仕様や施設の設備等について、生涯学習課、建築課、市民活動推進課の3課の職員が、山口市の白石地域交流センター及び仁保地域交流センターの2館を訪問し、調査を行ったところでもございます。

御提案の公民館から地域交流センターへの移行につきましては、地域の活性化を図る上で進めていかなければならないことと存じておりますが、一方で、これまで社会教育施設として公民館の果たしてきた役割を考えますと、公民館を多機能化、複合化することによって、地域の活動拠点施設とすることも十分可能ではないかとも考えております。

こうした中で、私は、建て替えを行う公民館は、地域づくりの拠点としての機能を充実させるとともに、避難所としても地域で想定される災害に対応できる施設とするため、市内画一的なものではなく、地域の状況や特性などに配慮した施設とするよう、指示をいたしているところでございます。

今回建て替えを行う向島公民館におきましては、職員が地域に出向き、住民の皆様からいただきました御意見、御要望を踏まえた上で、防災機能や地域コミュニティの場としての機能も有した施設として建設を進めております。

議員御案内のとおり、人が生き、地域が活きる多角的で複合的な拠点の整備は、重要な課題であると私も認識しておりますので、今後も地域の皆様との協議を重ね、その地域にふさわしい、地域づくりに生かしていただける地域交流センター的機能を果たす施設として、建て替えを進めてまいりたいと存じます。

こうした考え方のもとで、次に建て替えを検討しております小野公民館におきましても、地域の皆様からの御意見を十分頂戴し、一層多機能化、複合化した公民館として整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

今回、老人憩の家の更新問題と、また公民館の多機能化、複合化、そういった今後の方針等をあわせて質問させていただきました。一緒に質問してよかったなど、今思ったところでございます。というのも、老人憩の家を今、御答弁によりますと、今後迎える地域ケ

ア会議等の充実のために使っていききたい、また介護事業、そういったことにも使っていけるように検討していききたいというような御報告もありました。

さきに質問いたしましたときに、公民館でこういった地域ケア会議をしたいと思っても、なかなかそれが利用できない、利用しにくいという声を聞いておりましたので、そのことも御紹介したわけですけれども、この老人憩の家の活用の目的がさらにアップされて、充実されていけば、こういった地域の問題も、この2つの施設で解決がしていける、そういったふうに今思ったところでございます。

老人憩の家についてですけれども、建設が始まったのが昭和55年でございますね。そのころの平均寿命を調べてみますと、男性が73.35歳、女性が78.76歳。昨年の平均寿命が、男性が80.50歳で、女性が86.83歳ということで、平均寿命も随分高くなってまいりました。

昨日、大道地区の敬老会がありまして、御案内の折に、75歳で敬老と言われるのは大変抵抗があると、そういうふうに言われた方もいらっしゃるわけですが、現役志向を持ち、お元気に活躍されている方が、大道地区だけではありませんけれども、たくさんいらっしゃいます。名前も、「シルバー世代」という呼び方から「プラチナ世代」、そういうふうに表現も変わってきております。

また、介護の制度によって、さまざまな施設が市内にもたくさんできております。老人憩の家のニーズが、そして時代に合っているのか、そういった問題がずっと気になっておりました。「核家族から三世代、また四世代同居、また近居へという流れをつくっていききたい」という市長からのお話もありましたけれども、そういった意味では、このニーズに合ったもの、また時代に合ったもの、そういったことへ変化をさせていく、そういったことが老人の憩の家においても必要ではないかというふうに思っております。

老人憩の家も、60歳以上の市民というふうにはなっておりますけれども、その枠を外しまして、子どもたちとの交流の場、そういった場にしていくのも一つの手ではないか、そういうふうに思った次第でございます。

老人憩の家の設置は国の方針でございましたので、本市だけで制度の変更はなかなか難しいところもあるかもしれませんが、そろそろ見直しの時期に来ているのではないかというふうに思っております。

それでは、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、3点ほど再質問をさせていただきます。

これは、ある方の御相談なんですけれども、三十数年、土地の提供をしているけれども、自分も年をとり、今後のことが気になって仕方がないと、そういったお話を聞きました。

私も、これまでに担当課に、たびたびこの問題については相談をしてまいりました。市内15カ所の使用されている土地というものは、どのような状況になっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 資料によりお答えいたします。

55年度に2カ所、最初につけたときは、これは市有地でございます。それから、58年、これも市の用地。それと、平成2年の中関、これは市ではないんですけど、県の道路の関係の残地でございます。それから、富海については平成4年に建てたんですが、これももともと個人の所有でした。

基本的には、老人憩の家は、地区の総意により民有地を提供していただいて、そこへ100平米以下の老人憩の家を建てるということで、これももともと民有地だったんですが、平成20年に寄附採納を受けております。残りは全て、神社が多いんですが、そういった関係で民有地でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 公共所有の土地、また民有地、それぞれあるようでございますけれども、先ほどの御相談のように、所有者の変更問題が必ず出てまいります。これは大変当事者の方にとっては大きな問題でございます。こういった問題に対して、この土地という問題ですね、そのことに対しては、市としてはどのように今後していかれるのか、もし御所見がございましたらお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 基本的には、老人憩の家は民有地をお借りして、市が建物を建てるということになっておりますけれども、議員御指摘のとおり、当時の所有者が、例えばそのまま管理人になってらっしゃる方のお話もお聞きいたしました。そうすると、当然、相続の問題が、これからたくさん出てくるように思います。そうすると、管理自体が大変難しくなるということであれば、当然、富海のような感じで寄附採納を受けられれば、市の土地にするという方法もあると思います。

それから、管理運営そのものが今、指定管理で行っておりますが、例えば地区によっては、その自治会等が多く使っているような公民館については、単に複合化の問題だけでなく、運営そのものをどこか、そういった団体へお願いするというのも検討していきたい。いずれにしろ、個別にそれぞれを検討していくというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 地域地域による御事情がございますし、経緯もございますの

で、一律にということにはいかないかもしれませんが、更新問題とともに、この土地の所有の更新、そういった問題もありますので、市当局におかれましては、それぞれのお立場があるわけでございますので、丁寧に対応していただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをいたします。

また、次の再質問ですけれども、今の時代、お元気なシルバー世代の方がたくさんいらっしゃるわけで、お車を所有されて、また運転されている方もたくさんいらっしゃるわけですね。その方たちの利用もあると。そういったことにおきましては、駐車場が、私も何か所か見てまいりましたけれども、大変駐車場がないので利用しにくいという状況もあるように、実際に聞いております。この点について、現状はどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） では、老人憩の家の駐車場の現状についてお答えいたします。

華城老人憩の家、西浦老人憩の家、この2カ所につきましては、もともと駐車場がなかったところですが、現在、近くの土地を借りて、駐車場として使っておられます。

それから、勝間、松崎、向島、新田、この老人憩の家の4カ所につきましては、近くに適当な土地がないなどの理由で、十分な駐車スペースが確保できておりません。

残りの9カ所につきましては、5台から10台ぐらいの駐車場を確保しておりまして、駐車場に関する要望は特にございません。現状の中で御利用されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ないところもあると。また、近くの土地をお借りしているところもあるということでもございました。それぞれの老人憩の家が、利用率、また使われた延べの人数を合わせて、今、私もちょっとすぐさま把握はできませんけれども、やはり利用度が少ないところの原因の一つに、駐車場がないからだということもあるかもしれません。

そういった問題も絡めて、今後の更新問題には、先ほど市長のほうからの御答弁もございましたけれども、少し公民館の再質問もいたしますが、公民館との併用、また多機能化の中に組み入れていくことも必要ではないかというふうに思っているところでございます。どうか地域の方々の声をしっかり反映をして、今後の再編計画の中に、老人憩の家も入れていっていただきたいと思っております。

公民館のことについて、2点ほど質問をさせていただきます。

先ほど御答弁に少しございましたけれども、向島公民館の建設も始まっております。これまでの公民館と改善された点、また地域の皆様の、ここは反映させていただきましてというような具体的なことがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） それではお答えいたします。

向島公民館ということについて、まずお答えをいたします。

まず、向島公民館の改善点でございますが、このたび利便性を考慮いたしまして、基本的に全館土足利用を可能といたしました。調理室とか和室は、履きかえをするようになっております。

また、高齢者や障害のある方でも御利用いただけるように、館内にエレベーターや多目的トイレを設置するとともに、玄関ポーチ全体を緩やかな勾配としまして、バリアフリー化に対応しております。

それから、玄関ホールはコミュニケーションスペースとして活用できるよう、2階までの吹き抜けを採用した解放感あるものとしております。事務室の隣には、地域の皆さんがさまざまな用途に御活用いただけるよう、多目的室を新たに設置しております。この運用方法につきましては、また地元と交えて今後検討します。

さらに、防災資材室をはじめといたしまして、停電時の非常用電源として太陽光発電蓄電池設備、シャワー室などを設置してございまして、災害時の対応に備えるものとしております。

それから、地域からの要望への反映というお話もございましたが、今まで地域からいただきました御要望につきましては、庁内の関係部局で構成いたします公民館整備計画策定庁内検討委員会というところで検討いたしております。

向島公民館につきましては、これまで自治会長及び地区社協会長さんの建設計画の説明会や協議というものを5回ほど、それから建設地のお膝元でございます、中村地区の自治会及び地域住民の皆様への説明会を4回ほど実施させていただきました。この中で出されました意見、要望につきましては、先ほどの庁内検討委員会を今まで計13回開催いたしまして、いろいろ可能な限り、事業計画に取り入れたものでございます。

主な御要望ですが、新しい公民館は2階建てとなります。そうしたことから、南側に隣接する民家のプライバシーに配慮できないかということ。あるいは、南側のアクセス、今までは溝がありまして、敷地の、細い水路がありまして、その横に細い通路があったんですが、こちらにふたがけをして、アクセス道として活用できないかというような御要望をいただいております。

プライバシー確保につきましては、住宅側のほうには倉庫とかトイレなど、なるべく大きな窓の必要のない機能を集めまして、あわせて目隠しとしまして、窓にルーバーと申します羽板を縦、もしくは横に取り組んでつけたものを窓につけるんですが、こういったものを設けることといたしました。

また、南側の水路は、ボックスカルバートによるふたかけをしまして、敷地との接続箇所に戻しのスロープを新設することで、バリアフリーに対応した避難経路としての機能を確保いたしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 大変地域の方には喜んで使っていただける公民館になるなということを、今の御説明を聞いて思いました。ありがとうございます。

小野公民館の建設準備に入っておられますけれども、もちろん、こちらに会長の清水議員さんもいらっしゃいますが、本当に熱心に声を集め、要望もいろいろされているようにお聞きしております。この小野公民館の建設に当たっては、どのように反映されていかれるのか、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

小野公民館につきましては、昨年9月に、地域から「夢プラン」ということで御要望書をいただいております。これまで、小野地区の自治会長定例会議や地域で自主的に設置されておられますが、小野公民館建て替え検討委員会及び同委員会の幹事会等に5回ほど参加させていただきました。

今現在は、新公民館の建設場所やアクセス道などへの御意見を拝聴しておりまして、先ほど申しました庁内検討委員会で基本整備案を提示させていただき、協議をしております段階でございます。

まだ、公民館の建物そのものへの建設計画はでき上がってない状況でございますが、今後も地域の皆様と密に協議を重ねながら、全庁体制で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 小野の皆様におかれましては、21年の災害のときにも大変御苦労もされまして、防災に対する意識もより強いところではないかというふうに、私も思っております。しっかり地域の皆様の声を反映されて、小野地区らしい公民館がで

きますことをまた祈っております。

向島、小野と建設が始まり、また小野公民館の建設準備のことも耳に入っているわけですが、もう一点ちょっと気になるのは、小野公民館の次の計画というのは、なかなか聞こえてこないような気がいたしますけれども、どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 市長のマニフェストにもございましたが、まず防災拠点として適当でない地域におかれましては、公民館の建て替えをするという市の方針がございます。

地域の中で、そういう協議がまとまったところから順にということで申し上げておりますが、現在、向島がスタートで一番ということで、次に小野地区ということで、実は次に牟礼地区も、現在、牟礼公民館の設置場所というのが防災対応が必要な河川のすぐそばにありまして、低地にあるということで、こちらの地域の動き次第で、こういうふうな検討協議会に入っていこうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） さまざまな課題がおありになるようでございますけれども、この公民館の更新計画についても、地域の皆様の御要望をしっかりと反映をして、先ほど市長も御答弁の中で言われましたけれども、地域づくりの拠点として、避難所としても、また防災の観点もということのお話もありました。しっかりと今後のニーズに合ったものに計画を立てていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

地域の皆様にとって一番身近な施設が公民館であり、また老人憩の家であってほしいというふうにも思っております。子どもたちから高齢者の方までが集って元気になる、ほっとできる、ためになる、そういった施設への更新をどうぞよろしく願いいたします。防災の観点というのは、もう言うまでもありませんけれども、女性の視点もしっかり取り入れていただいて、更新をしていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

大分市は、市役所の支所や公民館の老朽化に伴い、それらの施設に加え、老人憩の家やこどもルームを併設した施設を新築されています。複合化、多機能化の観点は、今後、全国でも広がり、重要になってくるのではないのでしょうか。どうか防府市におきましても、よろしく願いをいたします。

私は、平成24年より、老朽化が進む公共施設の更新問題に着目し、さまざまな提案をさせていただきました。公共施設白書の作成、それに伴う公共施設マネジメントの策定を

ベースに、今後の具体的な展開に大きな期待を持っております。都市核をつくっていくために必要な新市庁舎の建設、そして地域の中心核をつくっていくために必要な公民館や老人憩いの家の更新問題、今後迎える人口減少、少子高齢社会に、そこに住む人が生き、地域が活きるためにどんな施設を残すか、どんな施設を残せば喜んでいただけるか。既存のものを更新するだけではなく、地域の特色を生かし、何度も申し上げますけれども、複合化、多機能化を軸に更新をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に入ります。

第2項目めでございます。子どもの受動喫煙防止対策について質問をいたします。

県では、平成23年3月に改定された山口県たばこ対策ガイドラインに沿って、たばこによる害のない社会の実現に向けて、受動喫煙防止、喫煙防止、そして禁煙支援、この3つを柱としたさまざまな取り組みがされています。

今回は、子どもたちの受動喫煙防止対策に焦点を当て、質問をいたします。

公共的な空間における受動喫煙防止対策については、子どもや健康に問題がある方が定期的に利用する施設である学校、医療施設、児童福祉施設等は、原則敷地内禁煙とされ、官公庁健康増進関連施設である庁舎、体育館、スポーツ施設等、原則施設内の禁止、その他多くの方が利用するところは原則施設内禁煙。ただし、禁煙が難しい場合は、適切な受動喫煙防止対策を講じることとされています。子どもたちが利用する区域、通学路や公園等は、受動喫煙防止対策のための配慮が必要とされています。

これらのことは、皆様御存じのとおり、さまざまな箇所で実施されてきました。県作成のパンフレットによりますと、たばこの煙のない環境を広げて、受動喫煙を防止したり、たばこを吸わない意識や態度を向上させる等の働きかけを家庭や学校、地域それぞれにおいて重要としてあります。

厚生労働省のホームページを開きますと、「たばこの煙から子どもたちを守るには」と題したパンフレットが紹介されていました。これは、UICC——国際対がん連合が、2008年に出版したものを翻訳されたものです。

その中で、日本小児科連絡協議会、また「子どもをタバコの害から守る」、この合同委員会の委員長である衛藤隆さんはこのように記されておりました。「子どもが生活の中でたばこの煙を吸ってしまう受動喫煙は、子どもの現在の健康を害するだけにとどまらず、将来の健康にも影響を及ぼす可能性があり、極めて大きな問題です」と書かれておりました。具体的な疾患例としては、乳幼児突然死症候群、ぜんそくの悪化、呼吸器の疾患、肺機能の成長抑制、中耳疾患などが発現することを示唆されています。

資料の末尾には、「全ての子どもは、生活や遊びの場で、安全な禁煙の環境を与えられる権利を有している。政府及び世界の人々は、この権利を守るために、必要なあらゆる措置を講じるべきである」と結ばれていました。

以前、ある駅に分煙されているカフェで、幼い子どもの手を引いて喫煙室に入っていくお母さんを見かけたことがございます。定員さんが「こちらは喫煙室です」と声をかけると、「いいんです」と一言、びっくりいたしました。

また、車という狭い空間の中で、子どもが一緒であるにもかかわらず、たばこを吸っているドライバーを何度も見かけたことがございます。16歳、18歳と年齢はさまざまですが、子どもを同乗させた車での喫煙を禁止する法律を施行している国が増えてきているということが、先ほど御紹介したパンフレットにも紹介されておりました。本当に子どもたちは大丈夫なんだろうかと心配になってまいります。子どもたちの健康のために、たばこの煙のない環境の中で育てていくことの重要性を強く感じているところです。

本市におきましては、子どもたちに対するたばこの影響をどのように捉えておられるのか。また、子どもたちの受動喫煙防止対策について、どのような対策を講じておられるのか。具体的には、妊娠中の喫煙防止、受動喫煙防止について。また、子どもたちが関与する施設等における対策について。また、保育の場、学校教育の場におけるたばこに関する健康教育の実施について、このようなことに対する御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 子どもたちの受動喫煙防止対策につきまして、初めに、子どもたちに対するたばこの影響をどのように捉えておられるのかという御質問にお答えいたします。

たばこの煙には、わかっているだけで約4,000種類もの化学物質が含まれており、このうち200から300種類以上が有害物質です。代表的なものは、ニコチン、タール、一酸化炭素で、タールにはベンツピレンなど十数種類の発がん性物質が含まれており、喫煙はさまざまな病気の原因になることがわかっております。妊婦の喫煙は、胎児への影響も大きく、流産、早産、死産、低体重児、ある種の奇形とも関係することもわかっています。

また、喫煙者の周りの人が、自分の意思にかかわらず、他人の煙を吸わされることを受動喫煙といいます。たばこは喫煙者だけではなく、受動喫煙による健康被害も大きな問題であり、例えば、喫煙男性の妻の肺がんのリスクが高まる、受動喫煙によって心臓病が増加する、親の喫煙の影響により子どもの突然死が起きやすくなるなどの調査結果があり、

受動喫煙によって、がんや心臓病、乳幼児突然死症候群などの危険性が高くなることが知られています。

具体的には、たばこの先から立ち上がる副流煙の中に発がん物質が含まれている有害物質を周囲の人が吸い込むことによって、がんをはじめとするさまざまな健康問題が引き起こされることがわかっており、喫煙者が吸い込む主流煙よりも、副流煙のほうに有害物質が多く含まれております。

また、たばこを吸い始めるとニコチン依存症になり、特に未成年者はこのニコチンによる依存の症状が強く出て、一度吸うとやめることが難しいため、まずは吸わない、吸い始めないことが大切なことと考えております。

未成年にたばこを吸わせないためには、県や医師会等関係機関と連携し、学校や地域で子どもたちや保護者、家庭へたばこの害について伝えていくことや、受動喫煙から守ることが重要と捉えております。

また、本市においては、今年度第2次の健康増進計画を策定中で、市民からの意見聴取の中で、たばこを吸うきっかけは周りから勧められるなど周囲からの影響が大きく、たばこの誘いを断るなど吸わないと意識した行動がとれるよう、小・中学生、高校生と繰り返し教育していくことが大切です。

本市といたしましては、将来たばこを吸わない若者を育てることが、喫煙対策を進めていく上での目標と考えております。

次に、2点目の子どもたちの受動喫煙防止対策について、どのような対策を講じておられるのかという御質問にお答えいたします。

まず1つ目の妊娠中の喫煙防止、受動喫煙防止についてでございますが、保健センターでは母子健康手帳を交付しておりますが、その際、喫煙している妊婦さんには、喫煙することで御本人の体はもちろん、低体重児出生や先天奇形、流産・早産の発生や乳幼児突然死症候群など、胎児や乳幼児に影響があることをお話しし、禁煙するように指導しております。

また、御主人や御家族、あるいは職場等、周りの人の喫煙で副流煙の影響があることを説明し、御本人はもとより、家族の禁煙や家庭での分煙、職場での分煙に気をつけるよう指導しております。

今後も引き続き、母子健康手帳交付時や妊婦教室等、妊婦さんにお会いする機会を利用して、禁煙や分煙について指導を行ってまいります。

続いて、2つ目の御質問の子どもたちが関与する施設等における対策についてですが、市内の保育園、幼稚園、小・中学校では全て敷地内禁煙となっており、またソルトアリー

ナ、武道館、プール等のスポーツ施設や市内の4つの児童館については、施設内禁煙となっております。

「山口県たばこ対策ガイドライン」では、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入り口、子どものいる空間等からおおむね10メートル以上は離すことが必要とされています。敷地内禁煙ではない施設については、今後このような方策も検討してまいります。

次に、3つ目の御質問の保育の場、学校教育の場におけるたばこに関する健康教育の実施につきましては、保育の場では、健康増進課が出前講座等で保育園に出向いたときに、食事や生活リズム等の講話の中で、たばこの害について健康教育を行っておりますが、実績としてはまだ少ないのが現状であり、こうした機会を増やしていきたいと考えております。

また、保育の場以外では、保健センターで行う1歳6カ月児健診、3歳児健診の際に、喫煙や受動喫煙などの害についてお話しし、禁煙に向けて指導を行っております。

次に、学校教育の場では、現状では、小学校6年生の保健等の授業の中で担任教諭が指導を行っており、また中学校では、3年生の保健体育等の授業で、たばこの害についての健康教育を実施しておりますが、その実施時期を早めていくよう、教育委員会と話をしているところでございます。

なお、昨年度は、授業のほかに2つの中学校で、外部講師等によるたばこに関する教育を実施しております。

今後も、教育委員会と連携して、防煙教育や講演会等を拡充していこうと考えております。議員御指摘のとおり、子どもたちの受動喫煙防止は、子どもたちの健康を守る上でも大変重要なことですので、喫煙や受動喫煙の影響など、たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発を県や学校等関係機関、あるいは関係団体等と連携して推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

先ほどより、たばこ、たばこと、私も、また答弁の部長も言葉にされておりますので、愛煙家もいらっしゃるの、耳が痛いと言われるかもしれませんが、大事な子どもたちの健康を守るためということでございますので、しっかりと心にとどめておいていただきたいと思います。

再質問を1点させていただきます。

小さいころからの受動喫煙は、先ほどからの御答弁、詳しくありましたように、健康被

害を受けるだけでなく、早い時期からの喫煙につながる、こういった傾向があるように思っています。小さいころから周りでたばこの煙を吸っている、このことは結局、子ども自身が幼いころからニコチン中毒になっているんだと、このように強く言っておられる小児科がいらっしやると、そういったことを教えていただいたこともございます。

そこでお聞きするわけですが、中学生の喫煙問題があるように、実際、保護者の方からお聞きいたしました。興味もあって吸ってしまうのかもしれないけれども、大変気になっているところでございます。中学生ということもありますので、こちらは教育委員会のほうにお聞きしたほうがよろしいのでしょうか。この問題について、どのように把握されているか、また、どのように指導されているのか、聞かせていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 中学生の喫煙状況ということですが、中学生も含めまして、いわゆる、これももちろん法に触れる行為ですし、私どもが指導してますが、それよりも以前に、やはりお店や、あるいは自動販売機等で制度的に中学生が手に入れられなく、難しくなったということもありまして、以前に比べてかなり減ってきてはおりますが、ごく本当に一部の子どもたちの生徒の中に、まだ喫煙の実態というのがあり、学校で指導をしております。

そうした喫煙した生徒への指導ですが、本人に対しては健康面で害を及ぼす、さらには法に触れる行為であるということを理解させて、二度とそうしたことがないようにという、そうした厳しい指導もですが、保護者に対しましても、子どもの成長に悪い影響を与えるということで御理解いただいて、該当する生徒は喫煙をしないように、学校あるいは保護者と協力しながら、また地域の方にも生徒指導連絡会等々でお願いしながら、そうした子どもたちの喫煙がないような取り組みはしております。

そうしたところで、実際に件数等々につきましては、確かなものを持っておりませんが、今そういう指導はしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 私、件数が気になるということではなくて、やはり本当にごくわずかな例だとは思いますが、私どものところに声を寄せてくださった3人のお母さんは、やはり周囲への影響というものを気にされておりました。やはり中学生という、まだまだ今から体もつくられ、心も成長し、体も成長する時期、大事な時期でございますので、健康面で大変心配をしていると。そういったことを我が子に置きかえながら考えておられ

た、そういう状況でございます。

ぜひ、これは公、大きくして、問題を大きくしようという意図は私には全くございません。そうではなくって、やはり子どもたちの健康を守るために、いろいろなところに目を配り、心を配っていきたい、そういった思いから質問をさせていただいてるわけでございます。

各施設における受動喫煙防止の対策はガイドラインによって進んできているかもしれませんが、各御家庭で、また御家族の間で、受動喫煙防止という観点がまだまだではないかというふうな認識を持っております。そのためにも、妊娠時の母子手帳を渡すタイミング、これも大変重要です。また、きちんとたばこの害が頭で理解ができる小・中学校での健康教育、そういったものも必要ではないかと思っております。

先ほど部長の答弁の中にもありましたように、健康増進の観点、または教育の観点、その双方の連携の中で、子どもたちの健康をしっかり守っていただきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、3項目めでございます。市役所窓口業務のサービス向上について質問をいたします。

本市は、市民の皆様が仕事を終えてからでも、各種証明書の交付などが受けられるように、窓口業務の一部を毎週木曜日午後7時まで時間延長をしておられます。勤務終了後の限られた時間の中で複数の届け出や相談等があれば、到底一度では片づかないとの声があります。ある市民の方に同行したことがあります。収納課などは、7時近くになっても、数人の方が窓口前に並んでおられました。多様な勤務形態の方がたくさんいらっしゃる昨今でございます。さまざまな事情を抱えて足を運んでおられるわけです。

私が考えますに、月一度でも休日の窓口があれば大変喜ばれるのではないのでしょうか。岡山県玉野市は、市民の皆様が利用しやすい窓口にするためということで、毎週水曜日は19時まで、毎月第1日曜日は8時半から17時15分まで時間延長をされております。市民サービス向上のために、防府市におきましても、より一層の御努力をお願いしたいと思っております。

以上、御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 市役所窓口業務のサービス向上につきましての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、市民の皆様が仕事を終えてからでも各証明書の取得や届け出ができるように、平成21年度から、一部の窓口業務を毎週木曜日午後7時まで延長して実施

しているところでございます。

時間延長の導入初年度の取り扱い件数は約2,000件でしたが、市民の皆様への周知が進み、利用者は年々増え、平成26年度におきましては、6,000件を超える状況となっているところでございます。

また、就職、転勤などに伴う住所異動が多い3月下旬から4月上旬にかけては、日曜日の午前中に窓口を開設しております。そのほか住民票などの電話予約サービス、土日・祝日を含む時間外の宿直対応など、窓口サービスの向上に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、複数の届け出が必要な場合、例えば転入・転出や転居などの住民異動の際には、市民課のほかに保険年金課、学校教育課、子育て支援課などでの手続きが必要でございまして、時間がかかることもございますが、関係各課が連携を取り合うなど、柔軟な対応をしているところでございます。

また、住民異動の関連の深い山口市、周南市、宇部市などと連携いたしまして、木曜日の午後7時までの時間延長を実施しておりますので、お互いに問い合わせ、確認をすることが可能なことから、ほとんどの方が、来庁されたその日に全ての手続きが完了している状況でもございます。

ただ、手続きの種類によりましては、申請者御本人に御用意いただく書類や、他の機関での手続きが必要な場合もございますので、改めましてお越しいただくこともございますが、毎週木曜日の時間延長で対応しておる状況でございます。

御質問の休日窓口の開設につきましては、先ほども述べましたように、これまで3月、4月の住所異動の繁忙期に、臨時的に開設してまいりました。その際、他市町村への照会が必要な場合も多々ございまして、関係する市町村が休みであれば、再度来庁をお願いすることにもなりますので、近隣市と調整して休日開庁を実施しておるところでございます。

繁忙期以外の休日窓口の開設というお話でございますが、市民サービスの向上を図る上からも大変大切なことと考えておりますので、近隣市との調整も含めまして、早速調査・研究に入りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

今後も、市民の皆様に着しております毎週木曜日の時間延長を継続いたしまして、これまで以上に関連する窓口相互の連携を密にし、手続きが短時間で完結するように努めてまいります。

また、わかりやすい言葉を使った丁寧な説明に心がけるとともに、窓口に来られた方々の御要望等をしっかりと聞きいたしまして、さらなるサービスの質の向上を図ってまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 早速検討にという言葉聞いて、今びっくりいたしましたけれども、やはり4,000件も増えていると、そういったことを考えると、これはすぐさま実施に踏み切っていただきたいなど、そういうふうに思っているわけでございます。

21年度が2,000件ぐらいだったということですが、4,000件増えた増加の原因というのは、どのように把握されているのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 御指摘のとおり、最初、平成21年度は2,000件程度でございましたが、平成26年度には6,000件を超えております。これは、年々、私ども市広報等でもPRはしておりますが、各市、この近辺の市町が、木曜日の時間延長を連携して行っておりますので、特に転入とか、そういった手続の方が大変喜ばれておるようでございます。

それと、先ほど申しましたように、各市といいますか、近隣の市がやっておりますので、防府市も当然やってるんだろーという様な感覚で来られてる方もいらっしゃいます。だから、防府市があいてるか、あいてないか確認をされずに来られたら、あ、ちゃんとやってるんだと、そういったことがだんだん認知されてきて、どんどん広まってきておるのではないかと、増えてきておるのではないかとというふうに考えてきております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 私は増えた原因というのは――6,000件を超えるということで、4,000増ということですが、これほど増えた状況というのは、本当に私が耳に入っているところでは、なかなか休みにくいから時間延長のときを利用すると、休むわけにはいかないんだというふうな声をたくさん聞きます。

私がこの時間帯に来ましたときも、本当にお仕事帰りとすぐわかるような方たちばかりでございました。そういった意味では、先ほど申しあげましたように、働き方も多様化していると。また、家族構成もさまざまな形があると。そういった中で、やはり市における窓口のサービスも多様化していかないといけない、そのように考えるわけでございます。早速研究をということでございましたけれども、すぐさま実施に踏み切るような形で動いていただきたい、そのように考えているわけでございます。

1点、来年の1月、マイナンバーの交付が始まりまして、さまざまなサービスが向上すると思います。総務省のパンフレットを見ますと、「コンビニなどで各種証明書が取得で

きます」とうたってありまして、市においても、時間外や休日のサービス向上のためにも、このマイナンバーの交付ということが少しサービスの利用に関してはよくなるのかなど、利用しやすくなるのかなどというふうには思っておりますけれども、こういった時間外、休日のサービスに向けて、どのような取り組みを今後されていかれるのか、何かありましたら教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 今、議員の御質問で、時間外でのサービスという点についての御質問でございますが、先ほど申しましたように、窓口といたしましては、現在今、木曜日の延長窓口を開設しておりますが、前からいろいろ御質問をいただいておりますコンビニ等での証明書の発行につきまして、以前から私どもも慎重に検討してまいりましたが、コンビニ交付に絞りますして、今考えておりますのが、コンビニで交付できますと、時間帯といたしまして、朝6時半から大体夜11時まで。それと、土日・祝日も交付できるといった点、それと一番のメリットは、やはり防府市内だけでなく、国内、今コンビニたくさんございますので、そういった点で交付できるというのが、一番大きいメリットかなというふうに考えております。

そういった点から考えまして、来年1月から交付が始まりますマイナンバー制度により個人番号カードを利用しまして、コンビニ交付を行っていきなというふうに今考えておりますが、平成28年度中の実施ができないかどうか、今、鋭意検討を進めておる最中でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

マイナンバー制度によって、住民票の発行などの申請はしやすくなるかもしれませんが、例えば離婚に伴う手続などは、幾つもの課にわたり心労も増えます。相談事がある場合は、時間がある程度ないと難しい状況だというふうに思います。転入・転出もそうです。たくさん問題を抱えて来庁されているわけです。多様な働き方が増えてきている昨今、経済的に大変な状況の中で、ぎりぎりまでお仕事をされている人、早退も欠勤もなかなかできない方もたくさんおられます。一律に9時から5時までにご来てください、週1回は7時までですと、そういうふうに窓口を開いたとしても、ニーズに沿っていないのではないかとことを重ねて申し上げておきたいと思っております。休日の窓口開設は、今後必要になってくるサービスであります。前向きに御検討をぜひしていただきたいと思っております。

先ほど御答弁の中にもありましたように、わかりやすい説明、丁寧な対応というのは、当然のことだと思います。もう一步、市民に寄り添った窓口の対応をよろしく願いしたいと思います。

残り1分となりましたが、市長さんのほうから、市民サービス向上のためということで取り上げましたけれども、御所見をお伺いできればと思います。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 部長の答弁と若干違いますけど、私はちゅうちょなく入れとっております。他市に先鞭をつけて、日曜日、防府市がやっているんだと、俺たちもやらなきゃなど、こうなっていくようにすべきではないかというところまでは話をしておりましたので、ちょっと寂しい思いで答弁書を私も読んでおりました。

でも、これ一応私の責任監修でございますので、しっかりと早くやれるようにしていきたいと、かように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 力強いお言葉をいただきました。どうか実施に向けて、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

ここで、13時10分まで、昼食のため休憩といたします。

午後0時 5分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。次は、17番、田中健次議員。

〔17番 田中 健次君 登壇〕

○17番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次です。

質問の第1は、情報公開についてであります。

質問の要点は、防府市情報公開条例の非公開条項を見直して、市政の透明性を高めるべきではないかということでございます。

防府市は、情報公開条例を1998年、平成10年6月に制定し、1999年、平成11年1月から施行してきました。国の情報公開制度はややおくれて、情報公開法、正式な法律名は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律とありますが、1999年、平

成 1 1 年 5 月に制定され、2 0 0 1 年、平成 1 3 年 4 月から施行されました。

この情報公開法は、それまでに制定されていた情報公開条例の水準を超える内容を含んだものでありました。国の情報公開法では、その第 2 5 条、地方公共団体の情報公開において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」としております。

したがって、この条文は、情報公開制度を整備していない自治体に、この法律の趣旨にのっとりた整備を促すとともに、防府市のように既に情報公開条例を整備している自治体に対しても、この法律の趣旨にのっとりた条例の見直しを求めているということができません。

私は、2 年前に 2 回にわたり、この情報公開条例の見直し改正を求め、昨年 3 月議会でその一部を改正していただきましたが、非公開条項の条文は不十分なまま改正されておりません。

そこでお尋ねしますが、情報公開法の趣旨にのっとり、非公開の範囲を現在の条例より狭くする見直しが必要ではないかと考えますが、市執行部の御見解を伺います。あわせて、情報公開法成立後に、条文運用の手引などの見直し、改正を実施しているのか。また、その後、2 0 0 2 年、平成 1 4 年 1 0 月に全面施行された独立行政法人等情報公開法、正式名称は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律との関係で見直し、改正はしているのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、情報公開法の不開示条項の趣旨にのっとり、非公開の範囲を狭くするための見直しについてでございますが、情報公開請求に当たりましては、市が保有する情報について、原則公開であることを踏まえ、その公開、非公開については、防府市情報公開条例第 1 条に規定する情報公開制度の基本的立場を堅持するとともに、情報公開を取り巻く環境変化も考慮しながら、個々にその具体的理由を慎重かつ十分精査し、決定しなければならないと考えております。

防府市情報公開条例では、第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、公開しないことができる情報についての規定を定めておりまして、公開か否かにつきましては、これらの条項に基づき決定することになりますが、安易に非公開とすることなく、これらの規定の運用、解釈につきましては、厳格に適用し、公開可否の決定を行っております。

また、その判断が微妙なものについては、担当課及び情報公開窓口におきまして、十分

な協議を行った上で公開などの決定を行っておりまして、非開示条項が現状の規定のままでも、今後、非公開の拡大につながっていくとは考えておりません。

さらに、近年、情報公開請求の件数、量とも増加傾向にございまして、情報公開制度は、広く市民等に認識されるとともに、この制度に伴う市政の透明性は十分に確保されていると考えております。

以上のことから、非公開条項の見直しは現時点では考えておりませんが、今後とも情報公開制度に関する社会情勢の変化を注視してまいります。

次に、情報公開法成立後の条文、運用の手引などの見直し、改正の実施についてでございますが、平成26年3月議会で御承認をいただき、一部改正を行っております。

主な内容につきましては、公文書の定義について同法律と同様の定義に改め、そのほか公の施設の管理を行う指定管理者に対して、情報公開への対応について協力を要請することができるように改正を行い、これとあわせて、市長が管理する公文書の公開に関する規則、情報公開事務取扱要綱及び情報公開事務の手引の改正を行っております。

最後に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行、改正に伴う防府市情報公開条例の改定は行っておりません。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 再質問をいたしますけれども、今回の質問では、この情報公開条例の一番の核心部分となります非公開情報、これは第6条に規定されておりますが、この第6条に限定して、以下4点について、先ほど御答弁では、改正する考えがないというような感じのお話がありましたけれども、具体的なところでお尋ねをいたします。

まず、最初に個人情報のことなんですけれども、これ6条第1項第1号で、国家公務員と地方公務員の職務に関する情報に含まれる職名氏名は公開するという扱い。基本的に、個人情報は、個人を識別するものは公開しないということですが、公務員が職務上のもは公開するという扱いですが、防府市の条例では、独立行政法人、それから地方独立行政法人の役員と職員について、これは公開するような扱いになっておりませんが、独立行政法人等情報公開法が既に制定されており、これも国家公務員、地方公務員と同様に公開すべきと思いますが、この点について、市執行部のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

非公開にすることができる情報のうち、特に個人情報の公開、非公開については、個々の具体的状況に応じて判断することが本条例の趣旨でございまして、現時点では独立行政

法人の職員、職氏名を非公開事項のほうに入れております。

ただ、これにつきましても、今、社会情勢のほうは独立行政法人、地方独立行政法人というものがしっかりと浸透してきております。御紹介のように、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律におきましては、独立行政法人の職員の職と、その職務内容の情報については、非公開の個人情報から除外しているというのが現実でございます。

この点については、現時点では今、改定という考え方はないと申しておりますが、この辺は検討の余地はあると考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

先ほど市長が1号から7号と言われましたが、今のが1号です。

1つ飛ばして第3号は、国等協力関係情報と言われているものであります。防府市が国、地方公共団体や市の出資法人との協議、協力等により取得した情報で、公開することにより、協力関係または信頼関係が著しく損なわれるとして非公開にする、こういうものであります。これについては、国の情報公開法成立後は、協力関係、信頼関係が損なわれるとの判断をどのように客観的に判断するのが疑問視され、一般的な行政執行情報の規定に含めて、協力関係、信頼関係という、この条項を削除する動きとなっております。

県内他市では、周南、下松、美祢、萩の4市が、この非公開条項を削除して、非公開の幅を狭くしておりますが、この点について市執行部の考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 国、県との協議、協力によって作成、または取得した情報を全て非公開としているわけではございません。公開しないことが、国、県等から求められるものについては、公開することを協力関係が著しく損なわれるものとして、非公開の対象としているものでございます。

本市にとりまして、さまざまな業務、行政サービスを行っていく上で、これからも国、県との協力関係、信頼関係は極めて重要であることから、現時点では除外することを考えておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） これについては、山口県に大きな責任が私はあるんだと思うんですが、私が調べたところ、中国5県、四国4県、九州8県、この17の県で、この協力関係、信頼関係を非公開条項として残しておるのは、山口、高知、佐賀、この3つの県

だけであります。あとの14の県では、こういった協力関係云々の条文はもう既にありません。

それで、判例によっても、国から非公開ということを求められても、そのことによって大きな障害が出なければ、これは公開すべきだという判例が出ております。そういったことを申し上げておきたいと思います。

次の4号、意思形成過程情報と言われるもので、審議、検討、企画、調査等の意思形成過程の情報を公開すると、公正、適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあり非公開とする、こういう条項ですが、この条項は、これまで意思形成過程という、この言葉にのみ着目されて、意思形成過程なものについては、安易に適用され、非公開とする理由とされてきたものであります。

情報公開法成立後は、審議、検討または協議に関する情報の規定に含め、限定的、具体的に規定する動向となっており、意思形成過程という言葉を使わないものとなっております。

県内では、既に周南、下松、岩国、美祢、萩の5市が、この意思形成過程という言葉を使っておりません。この点について、市執行部のお考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 4号の意思形成過程の条項でございます。

一応、条例のほうには、そういうふうな表現をしておりますが、手引の関係条項、解釈のほうには、著しい支障が生ずる場合につきまして、個々に示しておるところでございます。

条文においては、現実にあるさまざまな事態や予想される事態を想定して規制をした状態を、一時的、抽象的な表現に置きかえ規定しているものでございまして、それを趣旨、目的に沿って解釈、運用していくこととなります。具体的な定めをすると、それ以外には対応することができず、定め趣旨、目的に沿った対応が困難となったりする場合も多々あるのではないかと考えております。

今の現時点では、条例の条文につきましてはそのとおりということで、手引、それから手引解釈等のもので運用を厳しくやっていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 手引だとか、そういうもので厳格にとか、きちっとやるということはそれでされておるんでしょうけれども、それは全国的に見れば、情報公開にとって厳しい水準で厳しく適用している、運用しているということにすぎない話であります。

先ほど、県内では周南、下松、岩国、美祢、萩の5市が意思形成過程という言葉で条例

の中に使っておりませんが、先ほど言いました中国、四国、九州の17の県で、この県の条例で、意思形成過程という言葉を使っているのは山口県だけです。もう日本全国調べるほどの余裕、ゆとりもありませんでしたから、私は中国と四国と九州の17県だけ調べましたが、日本全国の約3分の1の県がありますが、その中で、この意思形成過程という古い情報公開法以前の言葉を用いているのは山口県だけ。それに引きずられて、防府市もいまだに情報公開条例を見直しをしてないということになります。

県内では、5つの市がそういったことに気づいて、山口県よりも一歩進んだ条例に変えているということだけ指摘をしておきたいと思いますが、もう一つ言わなければならないのは、さきの6月議会の委員会審議で付託案件以外の質問において、私は教育委員会が途中で非公開になるということの問題にしましたが、そのときに使われたのが、まさにこの意思形成過程ということで、非公開にするということでありました。

教育委員会について定めた地教行法では、「教育委員会は公開するものとする」だったと思いますが、こういった言葉になっておりますが、それが防府市の条例のこんなような言葉に引きずられて非公開になっておるということは問題であるということ、この場で指摘しておきたいと思います。

そして、また、次の問題に移りますが、1つ飛ばしまして、その次の第6号は、合議制機関等情報と言われるものでありますが、合議制機関等は一般の行政機関と異なり、独立性や中立性の確保が要請され、その意思形成に関して構成員の自由な討議の過程を必要とする場合があるため、審議資料、議決事項、会議録等を非公開とすることができるものでもあります。

しかし、公開が原則の情報公開制度のもとでは、合議制機関等であっても、その議事運営に関する情報も、他の事務事業実施の過程の情報と同様な扱いにすべきものと考えております。

県内では、周南、下松、岩国、宇部、山陽小野田、美祢、萩の7市が、この非公開条項を削除しております。もうこれを削除している市のほうが県内では多いんですが、防府市の執行部の考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 合議制機関等の情報ということでございます。

実は、この手引がございまして、手引の趣旨には、合議制機関等の意思形成においては、他の機関に比べまして自由な意見交換や微妙な討議の必要性が高く、これらに関する情報が制限なく提供されることになると、公正、円滑な運営が損なわれることとなることから、あえて明文の規定をもって制限しているものでございます。

この合議制機関情報につきまして、他市にはもう既にのけているというか、廃止して、例えば意思形成過程とか、そういったものに合体させているところもあることは、こっちも承知はしております。

ただし、今の時点で、この条項に基づきまして、公開、非公開の判断を行ったケースも少なからずあることをございますので、非公開とすることができる一つの規定として必要であるのではないかと考えております。条文につきましては、現時点では改定ということは、今考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 先ほどから余り芳しくないと感じる答弁が続いておりますが、これもやはり山口県が、先ほど言った中国、四国、九州で、この17の県で唯一、合議制機関等ということで非公開にするというふうに定めておる状況でありますので、よその県に行ったら、こんなことは通用しないような形になっていくんではないかと思っております。県内でも、そのことに気がついて、7つの市が既にこの条文を削除しておるわけであります。

かつて、私が議員になりましたころから、しばらくの間、議会の研修の場で、本会議は全て公開でありますけれども、かつては委員会は非公開でありました。非公開であるほうが、執行部と議員と率直な意見交換ができるというふうに、当時のそういった講師の方が言われておった時代が、かつてはありました。今はそんなことを言ったら笑われると思いますが、かつては講師の方がそういうことを言われておりました。

先ほど、部長が言われた中身も、それはちょっと古いんではないかと。今日では、行政の意思形成だとか、どういうふうにして決定が出されたという、その過程について、説明責任をきちっとしなさいということが問われている時代だと思います。そういった形で、情報公開法も合議制云々ということを入れておらないわけであります。

少しまとめますが、国等協力関係情報、意思形成過程情報、合議制機関等情報という旧来の情報の累計、こういうものがありました。しかし、情報公開法成立後は、審議検討等情報として整理して、意思形成過程情報と合議制機関等情報を特別扱いしないで、他の事務事業と同じように扱っております。こうした形での条例の見直しが必要であるというふうに申し上げておきたいと思っております。

それから、もう一点ほど追加をいたしますが、この1号から7号の上についておる条文で、それには非公開情報が記録されている場合は公開しないことができると、かくかくしかじかの場合は公開しないことができると。いわゆる、できる規定というふうに言います

が、できるというふうに条文で書いてあります。

これは、実施機関に裁量権を与えるものではないというふうに防府市の手引にも書いてありますが、できるというふうに書いてあって、裁量権を与えていないというふうにするのはわかりにくいということで、情報公開法もそうなっておりますが、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないと。かくかくしかじか以外は、公開しなければならない。これが今の情報公開法でありますし、先ほど言いました中国、四国、九州17県の中で山口県を除く、ほかの16県はこういうふうに条例改正しているわけありますので、防府市もぜひ早く、県内の幾つかの市もやっておりますので、対応していただきたいと思います。

時間の関係上、次の質問に移らさせていただきます。

質問の第2は、学校給食費について、2点お尋ねをいたします。

1つ目は、給食費の無償化、あるいは補助を考えるべきではないかという点であります。

山口県内では、和木町が古くから給食費の全額無償が実施されてきました。財政的に豊かな町だから可能なこととの認識が、当時から一般的な見方でした。

しかし、古い資料であります。平成合併前の2008年、平成10年5月現在の状況を山口県教育庁保健体育課がまとめた「山口県の学校給食」によりますと、和木町の全額自治体負担のほか、中学校給食の数字で紹介いたしますが、本郷村は牛乳代35.43円、秋芳町は牛乳代37.10円、上関町は主食・牛乳・副食代43.88円ほか、大畠町や旭村が副食代で10円程度を自治体負担としていました。こうしてみると、実施した自治体は必ずしも財政的に豊かな自治体ばかりではなく、町民、村民の声に応じて給食費の補助をしていたのではないかと推察されます。

残念ながら、県内では、合併した自治体のほとんどは、こうした補助をなくしたようであります。

他方、全国的には、ここ近年、給食費を無償化する自治体が増えてきました。第3子の給食費を無償とするというものが多いわけですが、補助の仕方は全額補助から第3子以降についてさまざまありますが、私がインターネットで調べた限り、市と区では、北海道三笠市、根室市、稚内市、北斗市、山形県尾花沢市、群馬県前橋市、桐生市、太田市、富岡市、栃木県大田原市、茨城県鹿嶋市、千葉県市川市、旭市、匝瑳市、埼玉県幸手市、東京都葛飾区、神奈川県大和市、山梨県南アルプス市、和歌山県新宮市、御坊市、兵庫県相生市、佐賀県伊万里市、沖縄県石垣市、このほか40近い町村が給食費への補助を実施をしています。

こうした政策をとる自治体は、人口増・少子化対策として取り組んでいるところが多い

ように見受けますが、背景には、保護者の教育費負担軽減への思いが重なっています。好ましいことではないのですが、給食費未納という問題も近年、給食センター、各学校を悩ませるものとなり、一般質問でも4回ほど給食費未納について取り上げられております。子どもの貧困率を厚生労働省が発表しておりますが、その数字は年を追うごとに悪くなっており、これが給食費未納にも影を落としているのではないかと感じます。

防府市も、先進自治体に習い、給食費の無償化、あるいは第3子について無償化するなどの給食費への補助を考えるべきではないかと思いますが、市執行部のお考えをお伺いいたします。

2つ目は、米飯の炊飯にかかわる経費を市が負担すべきではないかという問題です。

この問題は、1つ目の大きな政策的な課題とは異なる、事務的な課題というべきものがありますが、現在、給食センターと小野小学校ほか数校の小学校では、米飯は調理場で炊飯しておりますが、多くの小学校では、委託業者から炊かれた御飯を小学校に配送していただいております。

したがって、委託業者には御飯を炊くための人件費、光熱費、配送費等を含んだ委託経費を給食費の中から保護者が負担していることとなります。調理場で炊飯している給食センターや幾つかの小学校では、この経費は自治体負担となり、炊飯委託している学校と調理場で委託している学校を比べれば、炊飯を委託している多数の小学校では、その分だけ給食の食材費が厳しくなると言わざるを得ません。

教育の公平を考えれば、この炊飯委託費を自治体負担とすべきと思いますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 学校給食費の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の給食費の無償化あるいは補助を考えるべきではないかという点についてでございますが、給食費の無償化あるいは半額補助を実施している自治体や、第3子以降の給食費を無償としている自治体があることは承知いたしております。

このような制度は、子育て支援や若年世代の定住促進策として、保護者の経済的な負担を軽減する一つの方法であると考えております。

御承知のとおり、本市では、今年度10月から小学校6年生までの医療費を所得制限なしで無料化する制度を新たに開始するなど、独自の子育て支援策に取り組んでいるところでございます。

したがって、現在のところ、給食費の無償化あるいは補助については考えておりません。

次に、2点目の米飯の炊飯にかかわる経費は市が負担すべきではないかという御質問でございますが、御案内のとおり、市内の小学校給食調理施設において炊飯設備がありますのは、16校のうち小野小、富海小及び向島小の3校だけでございまして、他の13校につきましては、各小学校が公益財団法人山口県学校給食会から、炊飯した米飯を購入しているところでございます。

御指摘のとおり、米飯を購入している小学校においては、自校炊飯の小学校に比べて、給食費の中に占める米飯費用の割合が高いと言えます。一方で、給食の食材や調味料については各学校で調達しており、自校炊飯の3校はいずれも小規模校で、その調達量も少ないことから、費用単価は割高となっているのが実情でございます。

このように、それぞれの調理施設の置かれた状況により食材調達の条件が異なっておりまして、全てを完全に解消することは大変困難であると考えております。

したがいまして、炊飯にかかわる経費を市が負担することは考えてはおりませんが、今後限られた給食費の中で工夫しつつ、安全でおいしい給食の提供に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 2つ目の質問に関することですが、それでは炊飯委託にかかわる経費は、13校で年間幾らぐらいになるのか、金額を計算しておればお示し願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

あくまでも概算になるんですが、26年度の米飯実施日数で計算したところ、13校総額で年間約2,100万円程度と見込んでおります。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） そうですか。ちょっと私が思っていたよりも大きい経費にはなると思いますが、しかしやはり教育のそういった公平性ということを考えれば、こういったものを市のほうが出していく、あるいは小規模校については、そういった材料の調達ということで不利な面があるとすれば、それはまた、ある程度それについて補助をしていくということがあってもいいのではないかとということだけ申し上げておきます。

それから、1点目の問題は、今そういうお考え方は余りないというような形で示されましたが、地方創生ということの中で、第3子あるいは第4子に、子どもさんができたときに、そういった出産祝い金的なものを今後考えるような、そういった含みのある御答弁が1日目だったか2日目だったか、あったような気がしますが、ある町では、市民のアン

ケートをとって、どういう形の子どもに対する補助がありがたいのかということで、出産のときに限定するのではなくて、それからずっと子育てにわたって、むしろそういう自治体からの補助があったほうがありがたいというようなアンケートに基づいて、当初は出産のときのそういったお金を、給食のそういった第3子、4子のほうにむしろしたというような自治体も、ちょっとインターネットで調べた場合に出てまいりました。

政策的にも、こういう形であれば、若いときにはアパート住まいが多いけれども、ある程度の年齢になれば、家を建てる形になると。既に子どもがおって、子どもの数が増えてきて、狭くなってきて家を建てようというふうになってくると。そうなったときに、やはり出産というよりは、給食費の補助があるほうが、周辺の自治体と比べて、そこに差がついてくれば、むしろそのほうに家を建てて防府市に住むということが出てくるのではないかと。そういうことが他の自治体のアンケートで、他市が政策選択をした場合に書いてありましたので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

この給食費の無償化ということは、市長選挙のマニフェストであるとか、そういう市長のリーダーシップで進められている例がかなり多いと思いますので、この辺について、市長のコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 子育ての支援とか、あるいは若年世代への定住促進、そういうような観点から、さまざまな政策をそれぞれの自治体の能力の範囲内で実行していくということは、極めて大切なことであろうと思っております。

本市におきましては、御高承のとおり、小学校6年生までの医療費を無償にするという政策を今打ち立てて、これの実行に、この10月1日から入っていくわけでございまして、経済的困難な御家庭で学校給食のことにつきましては、生活保護の世帯、まあわずかでしようが、あるいは就学援助の世帯、これら合わせますと、結構な比率になっております。20%を超えておると思います。

これらについては、無償化が既に実施されているわけでございますので、今、私は学校給食というものを無償化への対象には考えておらないこと、申し上げておきたいと思いません。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） それでは、次の質問のほうに入りたいと思いますが、質問の第3は、学校へのアレルギーへの対応についてであります。

学校でのアレルギーの問題は、2012年、平成24年12月20日の東京都調布市での食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで児童が死亡した事故を受け、文部科

学省をはじめ、関係者の取り組みが進められてきました。

防府市議会では、直後の2013年、平成25年3月議会で、高砂議員の一般質問で学校給食のアレルギー対策について質問され、児童・生徒への対応の現状と今後の取り組みが明らかとなり、取り組みがさらに進められてまいりました。

ところで、文部科学省では、2014年、平成26年3月26日に、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」というスポーツ青少年局長名の通知文書で、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方、都道府県市区町村教育委員会における対応、学校における対応の3点について考えを示し、取り組みの推進を求めています。

また、添付文書として、今後の学校給食におけるアレルギー対応について最終報告を示して、現状と課題、今後取り組むべきことを示しています。

さらに、文部科学省はことし2015年、平成27年3月に、学校給食における食物アレルギー対応指針を発表し、教育委員会がこの指針を参考に、学校内や調理場における対応の方針を定めることを求めています。

2年半前の高砂議員の一般質問で、防府市教育委員会の取り組みが一定程度まで進められてきていることは理解できますが、その後、文部科学省の通知や指針が出され、これに対してどのように対応されているのか、市教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校でのアレルギーへの対応についての御質問にお答えいたします。

食物アレルギーのある児童・生徒への対応につきましては、給食センターをはじめ、本市の学校給食調理場では、基本的にアレルギーの原因となる食材を除去した給食をつくり、提供することとしております。

ことし5月の調査では、給食で除去食の対応を行っている学校数及び対象の児童・生徒数は、小学校16校で157人、中学校11校のうち10校で46人、全体で203人となっております。

また、アレルギーによるアナフィラキシーショックを緩和するためのアドレナリン自己注射液、いわゆるエピペンを所持している児童・生徒は、食物アレルギー以外も含めると15人在籍しておりまして、年々増加傾向にあります。

平成24年12月に、東京都の小学校で起きたアレルギー事故を受けて、国、県からは、児童・生徒に対しての安全確保の徹底及び緊急時の対応の確認等について改めて指導する

よう通知があり、市教育委員会といたしましても、食物アレルギー対応には、さらに細心の注意を払うよう、機会を捉えて、各小・中学校へ指導してまいりました。

例を挙げますと、市教育委員会が毎年開催いたしております学校保健に関する研修会では、平成25年度から食物アレルギーの対応についての講演と、エピペンの使い方の実習を行っております。今年度も去る8月28日に、校長をはじめ、教職員71名が研修会に参加いたしております。この研修内容については、各学校で共有し、多くの教職員が緊急時にエピペンを使うことができるよう指導いたしました。

また、平成25年3月議会の答弁の中で、給食での食物アレルギー対応をする際は、児童・生徒一人ひとりの正確な情報を把握するために、アレルギー対応の申請時に出す診断書の様式については、学校生活管理指導表に統一する方向で協議すると申し上げたところでございますが、平成25年度からは、この様式を学校生活管理指導表に統一し、提出を義務づけており、医師の指導のもとに適切な対応ができるようにいたしました。

各学校においては、校内での共通理解を図り、校長、栄養教諭、給食担当教諭、養護教諭、学級担任が連携し、保護者も交えて、複数で献立表や除去食の確認をいたしております。また、除去食提供時も、複数で確認し、間違いなく配膳できるようにしております。

万が一、児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応については、校長の指示のもと、学級担任や養護教諭が直ちに保護者へ連絡するとともに、主治医、校医の指示を仰ぎつつ、緊急搬送のための救急車を手配できる体制が整備されております。同時に、市教育委員会への速やかな報告を義務づけ、再発防止対策や適切な対応についての情報共有を図っているところでございます。

なお、エピペンを所持している児童・生徒に対しては、保護者の同意を得た上で、消防署へ事前に情報提供して、緊急時に適切な対応ができるようにしております。

市教育委員会といたしましては、アレルギー対応について、校長以下全ての教職員が危機感を持って取り組むことが重要と考え、指導を徹底してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 今の御答弁は、2年半前の御答弁と比べて若干進んでおるところも感じられますが、国がこの3月に出した食物アレルギー対応指針に沿っているのかということ、ちょっと不十分ではないかと思えます。

まず、指針が、先ほど校長以下、職員が連携をとってとか、いろいろ言われましたが、指針では、まず最初に、食物アレルギー対応委員会というのを、校長がトップでつくりなさいというふうにしてありますが、そのほか献立についても献立作成委員会というような

ものをつくって、献立についても考えなさいと。

それからもう一つ、食材の購入についても委員会をとという形で、3つの委員会を各学校でつくりなさいということ、例えばこの対応指針で述べておりますが、指針が定めているこの3つの委員会の設置状況はどんな状況でしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ことし3月出されたそういう指針に基づく3つの委員会の設置状況でございます。いわゆるアレルギー対応委員会、献立作成委員会並びに食品選定委員会、これを学校に設置することが示されておりますが、本市のそれぞれの学校におきまして、名称は異なりますが同様の機能を持った組織を、それぞれの学校における食物アレルギー対応を学校全体で取り組んでおります。

ちょっとつけ加えますと、いわゆる法的にいろいろ委員会を設けるようにという、例えば、今、校内教育支援委員会、さらには、学校保健委員会等々がありますが、こうしたものというのは学校の外部の委員も含めまして、きちっとした組織を小規模校でもつくるということをやっておりますが、小規模校の学校でそれぞれの、今、3つの委員会を設けると、そういうふうなことをしますと、とても学校が機能しなくなるということもございます。

学校では、ちょっと聞きなれない言葉、組織と思いますが、いろんな分掌組織というのをつくっております。例えば教科についてを扱う組織、さらには、生徒指導、あるいは学校保健、その学校保健の中に給食についてとか、もろもろございます。

そうしたことを複数の教員、あるいは校長のそれは指導のもとにやっておりますので、そうしたところで、きちっと機能的には果たしておるというふうに私どもは受けとめております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） それで複数の教員的なところでとまっておるのではないかと、心配をして、もう少しきちっとした体制であるべきだという意味で理解いただければと思います。

この指針では、対応の児童・生徒ごとに個別対応プランを作成しなさいというふうにしてありますが、こういった個別対応プランを児童・生徒ごとに作成しておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） お答えいたします。

食物アレルギー対応が必要となった場合は、校内で対応を協議いたしまして、該当児童・生徒ごとの、今、議員がおっしゃいました個別対応表、これを作成いたしております。

保護者に対しましては、毎月の献立表とは別に、アレルギーの原因となる食材がわかるような詳細な献立表や、除去食を示した個別の対応表などをお渡しして、きちっと学校と保護者が連携して、子どもたちのそうしたアレルギー対応ができるような取り組みをいたしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 国の指針には個別対応プランという言葉が出てくるのに、最初の御答弁の中でそういった言葉が出てこないの、そういったことをちゃんとしとるかどうか、確認の意味で聞かさせていただきました。

それから、その次は食物アレルギーの対応を踏まえた献立内容を工夫しておるのかということですが、重篤度の高い原因物質、ソバとか落花生は使わないというふうに聞いておりますが、発症数の多い原因食物、卵、乳、小麦、エビ、カニ、こういったものは使っているというふうに聞いておりますが、こういったものについては使わないような工夫が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） お答えいたします。

今、学校では議員が御指摘されましたソバ、あるいは落花生、そうしたものについては食材に使わない。このほかにもキウイフルーツ、あるいはイクラも使用しないということをしております。

また、市内では、小・中学校の栄養教諭と学校栄養職員が作成いたしました献立の原案をもとに、献立作成委員会において協議し、1カ月の基本献立をそれぞれの学校でつくっておりますが、対応するアレルギー食材の種類や対象人数を考慮した上で、主菜、あるいは副菜の変更、さらには、食材の変更を行って、それぞれの献立を決定しております。

その中で、いわゆる牛乳とか卵といったものをということですが、この牛乳、卵などが使われていないものを可能な限り選ぶような工夫を、それぞれの学校でやっております。小麦につきましては、かわるものとしては米粉やデンプンを代用する。あるいはエビ、カニを使用する場合でも、十分な注意を払って対応を行っていく。そういうふうな取り組みをしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 実は、平成25年の10月29日に杉山教育長の名前で、防府市の学校給食を考える会がその前の9月に出されたアレルギー対応への質問の回答で、

教育委員会の回答の中で、学校給食を考える会としたら「鶏卵、牛乳を使わないメニューを増やすという取り組みが必要ではないか」というふうにお尋ねしております。

それに対する回答として、「共通献立を作成するときには、食物アレルギーのある児童・生徒の状況がそれぞれ異なることから、食物アレルギーの原因となる食材、特に、鶏卵、牛乳を使わないメニューを増やすなどの対応はしていません」と。鶏卵、牛乳を使わないメニューを増やすという対応はしてないというふうに、そうやって御回答されてるんです。

それで、先ほどの文科省の指針の中では、使用頻度を検討する必要がある食物として、重篤度の高い原因物質と、特に、発症数の多い原因物質、卵、乳、小麦、エビ、カニを言ってるわけです。だから、こういうものを減らすという献立の工夫が必要だというふうにこの指針も言ってるんですし。

それから、その前に、平成20年に学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン。この中でも患者数が多いもの、あるいは重症になりやすいもの。こういうものを考えなさいと言ってるわけです。重症になりやすいものは、ソバ、落花生です。患者数が多いものは、鶏卵、乳、小麦です。だから、それを減らしなさいと言ってるわけですから、先ほど教育長の答弁だと、そういうものは減らすような考え方を言われましたが、2年前の教育長の回答書、市民団体に対する回答書では、そういう対応はしていませんというふうに言われるので、ぜひこの辺は、変わったのであればそれでいいし、変わってないのであれば、ぜひこういうことをしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員、御指摘ありがとうございます。

それ以降も、2年前から文科省の指導等もございまして、そうした使用頻度の高いものについては、なるべくそうした十分な注意を払って対応していくといふふうに、今、方針を変えてきておりますので、御理解いただき、また、御協力いただいたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 以上で田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 2 時 6 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 木 村 一 彦

防府市議会議員 上 田 和 夫